

預金取引経過開示と共同相続（2・完）

石 畝 剛 士

《目次》

1. はじめに
2. 最判平成21年1月22日民集63巻1号228頁
3. 預金契約の法的性質と取引経過開示請求の発生根拠（以上、43巻2号）
4. 預金取引経過開示と共同相続をめぐる2つのアプローチ
5. 本判決の理論構成をめぐる問題点
6. 本判決が残した他の課題
7. おわりに（以上、本号）

4. 預金取引経過開示と共同相続をめぐる2つのアプローチ

(1) 基本的視座

本判決によると、預金契約は委任契約の要素を備えている以上、民法645条に基づき、金融機関は預金契約の相手方当事者（預金者）に対し、取引経過の開示義務を負うこととなる。ここで既に当該預金者が死亡していた場合、金融機関はその共同相続人に対しても取引経過の開示義務を負うのか、また、同義務を負うとしてもどのような法律構成に拠るべきであるのか、更には、共同相続人の1人からの開示請求を認めるべきかといった様々な点が、本件では引き続いて問題となっている。

そこで、以下では、金融機関が預金契約に基づき取引経過の開示義務を

負うことを前提とした上で、取引経過開示と（共同）相続をめぐる問題につき、従来の理解を踏まえつつ検討を行う。

この問題に関する裁判例・学説の態度は、それぞれ「請求権アプローチ」と「契約上の地位アプローチ」とでも称すべき2つの基本的視座に分類することができる。これらのアプローチはいずれも、預金者が、また預金者死亡後はその（共同）相続人が、預金の「取引経過の開示を求める権利」（金融機関から見ると、預金の「取引経過を開示すべき義務」となる）を有するという点自体については、見解に相違がない。しかし、この「取引経過の開示を求める権利」の法的性質、及び、同権利と預金契約ないし預金債権との関連・位相という点について、両アプローチは異なる理解を示している。こうした構造把握の相違は、本件最高裁の射程を検討する際に重要となるのみならず、理論的には、預金契約の構造、ひいては契約法と相続法との交錯領域における議論一般にまで影響を及ぼすものと思われる。以下では、双方のアプローチの内容につき、相続の可否、相続の対象（相続の構成）、帰属形態、行使形態といった視点を軸に検討し⁵²、その後、本判決が示した構造と問題点とを指摘する。

（2）「請求権アプローチ」

1） 意味内容

「請求権アプローチ」とは、預金契約の当事者（及びその相続人）が有する、「取引経過の開示を求める権利」を請求権レベルで観念し、請求権の帰趨として処理する立場を意味する。即ち、このアプローチには、「取引経過の開示を求める権利」を、契約に基礎付けられるものではあるが、

52 このような分析軸、とりわけ帰属形態と行使形態とを理論的に別個に考察すべきことについては、高田淳「賃料債権の共同相続」法学新報113巻7＝8号（2007年）56頁以下から大きな示唆を得た。

契約それ自体からは独立した権利義務関係として捉える点に特徴がある⁵³。その結果、預金者が金融機関に対して有する「取引経過の開示を求める権利」は、端的に「取引経過開示請求権」として表れる。

2) 相続対象とその法律構成

(a) 相続の可否・対象

「請求権アプローチ」では、預金取引経過開示に相続が絡んだ場合、最初に、「被相続人が有していた取引経過開示請求権は相続の対象となるか」という形で問題提起がなされる。もっとも、従来の裁判例においては、取引経過開示請求権を法的に根拠付けることはできないとしてその存在自体を認めない立場⁵⁴は格別、それ以外の立場においてはその相続性を認めるものがほとんどである。即ち、取引経過開示請求権は一身専属的なものではないとの理解が一般的⁵⁵であり、これを取り上げて独立して論ずる必要性は乏しい。

(b) 相続の法律構成

取引経過開示請求権が相続の対象として観念しうるとしても、次に、それがどのような構成で相続されるのかという問題が生ずる。この点、同じ

53 「取引経過の開示を求める権利」を、契約に基礎付けられているが、契約とは独立した権利（請求権）として捉えて処理するという意味では、それは預金契約と預金債権との関係に近く、「請求権アプローチ」は、預金債権において採られた考え方をこの場合にも敷衍しようとする理解であるとも言える。

54 【1】判決、【6】判決（本件第一審）。

55 もっとも、異論がないわけではなかった。堂園昇平「銀行との取引に対する余後性」金法1708号（2004年）5頁は、被相続人は、相続人に対する無条件の預金取引開示を期待していない点を重視し、被相続人の人格のすべてを承継するわけではないという。その趣旨は、帰属上の一身専属性を意味していると解することができようか。

く「請求権アプローチ」に拠ったとしても、理論的には大きく2つの考え方に分かれている。これらの法律構成の相違が、預金債権の帰属との関係、共同相続の場合の帰属の在り方という2点に関係を及ぼす結果となる。

第一の理解としては、(A) 取引経過開示請求権は預金債権に付随して(のみ)承継されると解する立場がありうる⁵⁶。この理解によると、相続人は、金銭債権としての預金債権を相続により当然承継することを前提に、それに随伴した形で取引経過開示請求権をも相続すると説明される。

他方、(B) 取引経過開示請求権それ自体が独自に承継されると解する余地もある⁵⁷。この理解によると、被相続人のもとで既に発生している取引経過開示請求権が相続の結果として相続人に承継されると構成すれば足り、それは、預金契約上の地位や預金債権の帰趨とは直接の関連性を有しない。両者の考え方の相違の基点は、預金債権と取引経過開示請求権という、どちらも預金契約から派生する権利について、それらが主従の関係に立つと把握し、(A) 主たる権利の帰趨に従たる権利が従うと解するか、(B) 両者の関係を独立したものとして把握するかという、債権相互の関係についての理解の相違であろう。この点については後述する。

3) 共同相続人の1人による請求の可否

上記理解の相違は、取引経過開示請求権の共同相続人への帰属の在り方(=帰属形態)、ひいては、共同相続人の1人が単独で当該請求権を行使することができるのかという問題(=行使形態)にも影響を及ぼしている。この点についても論理必然的に一義的な解決が導かれるものではなく、裁

56 明確ではないが、【7】判決(本件原審)がこの立場に近い。学説としては、吉田前掲(注13)「【3】判決判批」18頁、吉野内前掲(注15)52頁。

57 伊藤前掲(注11)22頁、片山健「【3】判決判批」判タ1184号(2005年)59頁、吉野内前掲(注15)52頁、桑田前掲(注15)24頁、遠藤曜子「本件判批」金判1321号(2009年)23頁などが、ありうる考え方としてこの理解に言及する。

判例・学説上、その構成は分かれている。

具体的には、帰結から見た分類として、(a) 単独行使肯定説と (β) 単独行使否定説とでも称すべき対立となって表れてくる。

(a) 単独行使肯定説は、共同相続人の1人からの取引経過開示請求権の行使を認める結論において一致するものの、その理論構成は、更に複雑に分かれている。

まず、上記(A)の理解を前提に、(i) 取引経過開示請求権を、預金債権に基づいて行使しようと解する立場である(便宜上これを[I]説とする)⁵⁸。敷衍すると、[I]説では、帰属形態につき、預金債権が相続分の割合に応じて分割され、単独の債権として各相続人に帰属することを前提に、取引経過開示請求権の行使につき、各相続人は預金債権の帰属者＝単独の預金者として自己の預金に関する取引経過の開示を求めることができるという⁵⁹。なお、この場合、相続開始前の預金取引の全てが開示対象となるかについて問題となるが、相続分の限度での開示ということが観念できないため、取引全部を「自己の預金」に関する取引として見ざるを得ない。

58 【7】判決(本件原審)。もっとも、【7】判決の位置付けは難しい。【7】判決は、各相続人は、単独の預金者として、「預金残高のみにとどまらず、自己の預金に関する取引経過の開示を求める権利を有し、銀行はこれを開示すべき契約上の義務を負う」と述べているが、この点は、【3】判決とほぼ同様の言い回しである。この点を重視すると、【7】判決と【3】判決は、同一のカテゴリに入れることができるであろう。しかし、文言的に近似しているにもかかわらず、【3】判決において明示されている「各相続人は……被相続人の有していた契約上の地位を一般的に承継取得した」との言及を、【7】判決は外している。従って、これを【7】判決の態度表明と捉えると、同判決はなお「請求権アプローチ」に傾いた上で、本文のような立場に拠っていると評価できそうである。この立場に近い学説としては、吉野内前掲(注15)52頁、吉田前掲(注13)「本件判批」37頁。

59 その意味で、取引経過開示請求権それ自体の帰属形態を少なくとも明示的には観念しない点に、この理解の特徴があるといえよう。

これに対し、(ii) 取引経過開示行為を保存行為と把握し、取引経過開示請求権の単独行使を認める見解がある(便宜上これを〔Ⅱ〕説とする)⁶⁰。〔Ⅱ〕説は、帰属形態については必ずしも明確ではないが⁶¹、行使形態については、上記(B)の理解を前提として、取引経過開示請求を財産管理の保存行為に等しいものと解して、民法252条ただし書の趣旨を根拠に、取引経過開示請求権の単独行使を認める理解である。

更に、(iii) 取引経過開示請求権の不可分性から取引経過開示請求権の単独行使を基礎付ける理解もありえよう(便宜上これを〔Ⅲ〕説とする)⁶²。〔Ⅲ〕説は、上記(B)の理解を前提としつつ、帰属形態につき、取引経過開示請求権の個数は1個である以上、共同相続人全員に不可分的に帰属するとし、その結果、行使形態に関しては、共同相続人の1人は不可分債権の履行請求(民法428条)として、取引経過開示請求権の単独行使を導くものである。

以上に対して、(β) 単独行使否定説は、上記(B)の理解を前提としつつ、(iii) 取引経過開示請求権の不可分性を根拠に単独での請求を否定

60 伊藤前掲〔注11〕22頁は、財産管理の保存行為に等しいものと解して、民法252条ただし書の趣旨を根拠にこれを認めるものの、その結果として、総相続人のための履行請求として効力が生ずる(民法428条)ともいう。これに対し、片山健「**[3]** 判決判批」判タ1184号(2005年)59頁は、弁済が絶対効を有することから、共同相続人の1人が開示を受けた場合に他の相続人が改めて開示請求をなしうるかについて、また、相続財産の維持目的でなく、自己の権利(相続持分)確保目的でなされている実情に沿うものであるかについて、疑問を呈する。

61 多数当事者間の債権債務関係の規律に従った解決ではない以上、この立場は、債権(それ自体)の準共有として構成する理解に親和的であろう。

62 **[1]** 判決において、預金者の相続人たる原告は、この立場に依拠した上で、共同相続人の1人による請求であっても、「全員のために行使」することができる(吉野内前掲〔注15〕52頁も同旨)。また、伊藤前掲〔注11〕22頁は、ありうる考え方としてこの理解に言及する(なお、桑田前掲〔注15〕24頁も参照)。

する⁶³。即ち、帰属形態について、取引経過開示請求権は、預金債権とは異なって不可分的に帰属する。また、そうである以上、行使形態に関しては、相続人の同意を得なければ取引経過開示請求権を行使できないという（便宜上これを〔IV〕説とする）。

(3) 「契約上の地位アプローチ」

1) 意味内容

「契約上の地位アプローチ」は、預金契約の当事者（及びその相続人）が有する「取引経過の開示を求める権利」を、預金契約上の地位に内包させた形で観念し、契約上の地位の帰趨として処理する立場を意味する。この立場によると、取引経過開示を「請求権」として独立させて議論の俎上に載せることはなされず、この点が、「請求権アプローチ」と異なっている。本判決以前にも同様の理解が示されていた⁶⁴が、本判決によって、その内容が相当程度明確になったと言える。

63 吉野内前掲（注15）52頁は、上記〔Ⅲ〕説に対し、他の共同相続人が開示に反対しているのに「すべての債権者のため」に履行請求することが可能なのかという反論も想定可能という。また、伊藤前掲（注11）22頁も、上記〔Ⅲ〕説を提示しつつ、この立場は、他の相続人が開示に同意していないにもかかわらず、不可分債権であるということだけで1人による開示請求を認めることは説得力に欠けるという。これらの方向性を推し進めると、〔IV〕説に至る可能性も出てこよう。

64 【3】判決において、「被相続人の有していた契約上の地位」と述べられていた（なお、前掲〔注58〕も参照）。また、【2】判決は、「預金口座の取引経過明細の開示を受け得る地位について考察すると、この地位は、預金者すなわち預金契約当事者としての地位に由来するもの」と述べており、これと近い発想がなされていた（この点については、後掲〔注65〕も参照）。

2) 相続対象とその法律構成

(a) 相続の可否・対象

「契約上の地位アプローチ」は、「取引経過の開示を求める権利」の相続の可否という文脈においても、その概念設定上、「被相続人の有する預金契約上の地位は相続の対象となるか」と問題を提起することとなり、取引経過開示請求権それ自体を独自に取り出して、その相続可能性を論ずることはなされない。それに加え、契約上の地位の相続性を認めない立場はほとんど存在しない⁶⁵。かくして、このアプローチによっても、相続の可否を固有に論ずる必要性は乏しく、「請求権アプローチ」からの帰結と同様、預金契約上の地位が当然に相続されることを前提に議論が展開されている。

(b) 相続の法律構成

預金契約上の地位が相続の対象とされ、かつ、「取引経過の開示を求める権利」もそれに内包される以上、同権利も当然に相続によって承継される。ここでの問題はその法律構成であり、具体的には、預金債権との関係、共同相続の場合における帰属の在り方という視点が重要となる。

まず、このアプローチにおいても、(C) 預金契約上の地位と預金債権とが連動して承継されるという立場が考えられうる。この理解によると、

65 なお、一般論として取引経過開示請求権の存在を否定した【2】判決も、例外的に「預金口座の取引経過明細の開示を受け得る地位」がある場合には、その相続を認める（しかし、共同相続人の1人による単独での行使は否定する）。もっとも、須磨前掲（注19）17頁以下は、預金契約及び口座に付随した委任契約等の事務处理的契約を一身専属的な契約とし、いずれも預金者の死亡とともに終了すると解する結果、本判決のような預金契約上の地位の承継を「実体を伴わない空虚な概念」として批判する。また、織田前掲（注4）112頁も、預金者の地位を相続させることにつき相続人にメリットはなく、相続人の預金者としての地位は、遺産分割等による相続処理が済むまでの一時的なものと考えらるべきという。

預金契約上の地位（及びそれに内包される「取引経過の開示を求める権利」）と預金債権の帰属先は常に一致する（従って、分属を否定する）帰結となる⁶⁶。これに対して、(D) 預金契約上の地位及びそれに内包される「取引経過の開示を求める権利」が、預金債権と連動しないと解する立場もある⁶⁷。即ち、預金債権は預金契約から既に独立した相続対象として捉えられるため、相続の法律構成においても、預金債権と預金契約上の地位（＝管理契約としての預金契約）とを別異に取り扱うことを承認する。その結果、帰属の在り方についても、預金債権は分割債権として各相続人に帰属する一方、預金契約上の地位は、それとは異なる固有の帰属形態を考えなければならなくなる。この理解は、両者を異なる処理準則に従わせるため、その帰属先が常に一致するとは限らず、それらが分属する可能性を一般に是認する。

3) 共同相続人の1人による請求の可否

預金契約上の地位及びそれに内包される「取引経過の開示を求める権利」が共同相続された場合、共同相続人の1人が単独で当該権利を行使しうるかに関しては、やはり議論があり、預金契約上の地位を観念するとしても一義的な結論に至るものではない。

このアプローチにおいても「請求権アプローチ」と同様に、帰結からの視点として、(a) 単独行使肯定説と (b) 単独行使否定説とに分けられる。(a) 単独行使肯定説は、更に3つに分類可能である。第一に、(iv) 上記(C) の理解を前提として、帰属形態につき、預金債権を承継した相続人

66 【3】判決がこの理解に近い。同判決は、「当該相続分の限度においては、各相続人は、預金債権の包括承継人であり、被相続人の有していた契約上の地位を一般的に承継取得したものとすべき」と述べる。なお、分属の可否については、後述「5. (4) 1)」で再論する。

67 【2】判決（但し傍論）。本判決以前の学説としては、差し当たり淺生前掲（注11）83頁以下。

は同時に預金契約上の地位も承継するとし、行使形態については、預金契約上の地位の中に含まれている「取引経過の開示を求める権利」の行使を、預金債権の行使の一環と捉える立場である(便宜上これを[V]説とする)。第二に、上記(D)の理解を前提とし、(v)共同相続人は預金契約上の地位を準共有すると理解し、他方、行使形態については、各相続人は保存行為として、「取引経過の開示を求める権利」を単独行使しうるとするものがある(便宜上これを[VI]説とする)⁶⁸。[VI]説によると、「取引経過の開示を求める権利」の行使は、それにより預金契約や債権の内容に影響が及ぶわけではないから、保存行為と解さざるを得ないという⁶⁹。第三に、上記(D)の理解を前提としつつ、(vi)帰属形態につき、預金契約上の地位の不可分性を根拠とし、行使形態は不可分債権に即して判断されるものがある(便宜上これを[VII]説とする)。[VII]説によると、預金契約上の地位は1個であり不可分であるものの、不可分債権に関する規定を適用して、共同相続人の1人は不可分債権の履行請求(民法428条)として、「取引経過の開示を求める権利」の単独行使をすることができる⁷⁰と解することになろう⁷⁰。

68 本判決の立場であると解される。本判決は、浅生前掲(注11)83頁以下に基本的に立脚しているという評価が一般的である(但し、同84頁とは異なり、本判決は相続財産の調査権〔民法915条2項〕については言及していない)。これと同旨の見解として、桑田前掲(注15)24頁。本判決の構成に明示的に賛成する立場として、渡辺前掲(注3)20頁、水野前掲(注13)83頁、高秀成「本件判批」慶應法学19号(2011年)568頁以下。

69 浅生前掲(注11)84頁、伊藤大介「預金取引の開示義務」金判1211号(2005年)27頁、遠藤前掲(注57)23頁、森永前掲(注2)15頁。

70 この見解に明示的に立つ論者は見当たらないが、前掲(注20)「座談会」18頁で触れられている。なお、前掲(注20)「座談会」18頁〔潮見佳男発言〕は、そもそも可分・不可分が考えられるとすれば、それは「預金債権」のレベルに過ぎないにもかかわらず、この見解は、従来議論されてきた「預金債権」レベルでの「債権」と、「預金契約上の地位」レベルでの「債権」とを混同するものであり、「債権」がマジックワードとなる危険性を指摘し、

以上に対して、(β) 単独行使否定説によると、その理論的根拠は、(vi) 帰属形態に関する預金契約上の地位の不可分性に求められる⁷¹。即ち、上記(D)の理解を前提としつつも、預金契約上の地位は1個であり不可分である以上、遺産分割前の状態においては、各相続人は単独でこの地位を取得することができず、その結果、行使形態に関しても、相続人全員の同意を得なければ取引経過の開示を請求することはできないという(便宜上これを[VIII]説とする)。

このように、共同相続人の1人による預金取引経過開示の可否について、想定可能な考え方も含めると、裁判例・学説は複雑多岐にわたっている。これら裁判例・学説状況を図表にして表すと、次のように整理できよう(なお、図表中の各記号は本文中の記号と対応する)。以下では、これらアプローチ・構成の相違がどの点に由来し、本判決が如何なる理解のもとで判断をしたかにつき検証を行う。

かかる理解に否定的な立場をとる。また、仮にこのような理解に立った場合、共同相続人の1人からの取引経過開示請求に金融機関が応じて、次の瞬間にまた他の当事者のもとで取引経過開示請求権が発生するため、その意味で不可分債権の絶対効が妥当せず、単独行使の可否という文脈でこの議論を用いることの実益に疑問を呈する。

71 【2】判決(但し傍論)は、「預金口座の取引経過明細の開示を受け得る地位」につき、当該「地位は、預金者すなわち預金契約当事者としての地位に由来するものであり、このような預金契約当事者としての地位は、一個の預金契約ごとに一個であって、これを可分のものとして観念することはできないから、預金者を被相続人とする共同相続人の一人は、いまだ遺産分割等が行われていない段階においては、単独でその地位を取得するに至らない」と述べる。関沢前掲(注27)15頁は、【2】判決につき、預金契約上の地位の帰属形態につき、総有(合有)説を採用したものと理解する。これに対して、森永前掲(注2)15頁は、この構成をとりながら、その地位に由来する取引経過開示請求権を単独行使できないとする理由は乏しいと批判する。確かに、実質論としてのかかる批判は首肯できる面があり、また、帰属形態につき総有(合有)説を採用すると解しようとしても、それは従来の判例法理からあまりにもかけ離れた理解となるであろう。

【裁判例・学説状況図】

アプローチ	① 相続対象	② 相続局面での扱い (相続構成)	③ 共同相続人の1人による 取引経過開示請求の可否			見解	判例・裁判例
			帰属形態	行使形態	単独行使の可否		
請求権アプローチ	取引経過開示請求権?	(A) 取引経過開示請求権は預金債権に伴い承継される	(i) 預金債権は相続分に応じて分割され単独で帰属	取引経過開示請求は預金債権に基づく行使として現れる(預金債権と連動)	(a) 肯定説	[I] 説	【7】判決?
	取引経過開示請求権	(B) 取引経過開示請求権それぞれ自体が独自に承継される	(ii) 取引経過開示請求権の準共有(264条)?	取引経過開示の保存行為性(252条ただし書)(もっとも、428条にも言及)		[II] 説	—
			(iii) 取引経過開示請求権の不可分の帰属	不可分債権の履行請求(428条) 取引経過開示請求権の不可分性?		[III] 説	—
契約上の地位アプローチ	預金契約上の地位	(C) 預金契約上の地位が預金債権と連動して承継される	(iv) 預金契約上の地位の準共有(264条)?	取引経過開示請求は預金債権に基づく行使として現れる(預金債権と連動)	(a) 肯定説	[V] 説	【3】判決?
		(D) 預金契約上の地位それぞれ自体が独自に承継される	(v) 預金契約上の地位の準共有(264条)	取引経過開示の保存行為性(252条ただし書)		[VI] 説	【3】判決? 本判決
			(vi) 預金契約上の地位の不可分性(総有〔合有〕的帰属?)	不可分債権の履行請求(428条)?		[VII] 説	【3】判決?
				単独ではその地位を取得しえない以上、行使も不可		(b) 否定説	[VIII] 説

5. 本判決の理論構成をめぐる問題点

(1) 最高裁と原審との理解の相違

1) 判示事項の整理

本判決は、共同相続人は預金債権を相続すると共に、「これとは別に」預金契約上の地位が共同相続人全員に帰属すると判断し、そこから「取引経過の開示を求める権利」を単独で行使することができるとの帰結を導いている。このような判断は、預金債権と預金契約上の地位との観念的な別個性を示すものであり、かつ、相続の局面において両者を異なる処理準則

に服せしめるための基礎を形作る⁷²。即ち、一方で、預金債権は金銭債権である以上、可分債権であり、相続の局面では法律上当然に分割され各共同相続人がその相続分に応じて権利を承継する^{73, 74}。他方で、預金契約上の

72 判決文は、預金契約上の地位が「相続される」と明示的に述べてはいないが、他の承継原因が見出せない以上、預金契約上の地位も相続に服すると解するのが素直であろう。また、契約上の地位が相続の対象となることにつき、従前より認められてきたことに照らしても、この点について特に異論はないと思われる。例えば「売主たる地位」の相続など、相続の対象として「地位」を明記する文献は、高野竹三郎『相続法』（敬文堂、1975年）79頁、石川利夫『〔改訂版〕家族法講義〔下〕相続法』（評論社、1983年）107頁以下、中川淳『相続法逐条解説（上巻）』（日本加除出版、1985年）118頁、松坂佐一『民法提要 親族法・相続法〔第4版〕』（有斐閣、1992年）230頁以下、中川善之助＝泉久雄『相続法〔第4版〕』（有斐閣、2000年）161頁以下、二宮周平『家族法〔第3版〕』（新世社、2009年）311頁、床谷文雄＝犬伏由子編『現代相続法』（有斐閣、2010年）62頁以下〔吉田克己〕など数多い。また、この点についての近時の文献として、椿久美子「権利・義務・法的地位の相続性と移転性」法時83巻1号（2011年）26頁以下も参照。

73 周知のように、預金債権をはじめとする金銭債権は、相続によって法定相続分に応じて当然に分割され、共同相続人はその相続分に応じて権利を単独で承継すると解するのが判例の立場である（不法行為に基づく損害賠償請求権の事案につき最判昭和29年4月8日民集8巻4号819頁、預金債権の事案につき最判平成16年4月20日家月56巻10号48頁など）。本判決も、必ずしも明示的には述べていないものの、この点についての従来最高裁判決を踏襲する趣旨であることは間違いないであろう（岩藤美智子「本件判批」民商143巻1号〔2010年〕82頁、石綿はる美「本件判批」法協128巻1号〔2011年〕262頁も参照）。もっとも、金銭債権の相続に関しては、遺産共有の性質を共有と見るか合有と見るかといった問題も含め、金銭債権を不可分債権と捉える見解など、理論的実質的側面から様々な見解が提起されており、活発な議論がなされているが、本稿ではそこに立ち入る余裕はない。

74 この点に関連して、本判決の出現が、預金債権等の金銭債権の共同相続につき、「当然分割説」を採用する従来判例理論に対し影響を及ぼすかという問題を設定し、実質的にこの理論の修正を図ったと捉える理解も、本判決の評釈中に存在する（石川＝石塚前掲〔注3〕23頁以下。また、口座の利用権限たる預金契約上の地位が遺産分割に服する以上、預金債権もその

地位については、預金債権と同様の処理に委ねられることなく、共同相続人に準共有の状態で帰属することが判旨から読み取れる。

これを上記分類に基づき再整理すると、本判決は、①基本的視座として「契約上の地位アプローチ」に立脚し、相続の対象を預金契約上の地位とする。その上で、共同相続に伴う問題として、②帰属形態につき、預金契約上の地位が共同相続人に準共有されると理解し、かつ、③行使形態、即ち共同相続人の1人が単独で行う請求の可否については、保存行為に基づきそれが認められるとの構成を採用した。

これに対して、本件原審は、①基本的視座、及び、その帰結としての相続の対象を如何に捉えているのかにつき必ずしも明確ではないものの、判文上、「取引経過の開示を求める権利」を「請求権」として観念していることが伺える。従って、「請求権アプローチ」に親和的であると言えよう⁷⁵。②帰属形態に関しては、取引経過開示請求権が預金債権に伴い相続されることにより帰属し、また、③行使形態に関しては、預金債権が帰属する結果として預金者となる以上、その者からの取引経過開示請求権の単独行使も許されるとの構成を採用した。

いずれの判決においても、共同相続人の1人による単独での取引経過開

可分性を維持しつつ相続財産中にとどまり、その最終的な帰属も遺産分割で決すべきとする水野前掲〔注13〕84頁も参照。)。しかしながら、本判決が預金契約上の地位を観念している以上、理論的には、預金債権と預金契約上の地位とは別個の存在として捉えられており、後者の中に前者を含む余地がない。その上で、本判決は、預金契約上の地位は預金債権と異なる相続原理に服することを明確にしたものであり、預金債権自体の相続原理の在り方を焦点としている従来判例理論には、如何なる影響も及ぼさないとと思われる。

75 もっとも、【7】判決（本件原審）は、相続の対象として、「取引経過開示請求権」という表現を採っておらず、その読み方については異なる理解もありうる。例えば、石綿前掲（注73）260頁は、原審を、契約上の地位を承継取得した例と読み、【3】判決との同質性を指摘する。

示請求を認めており、事案に対応した結論の妥当性という視角からすると相違はないため、問題は少ないように思われるかもしれない。しかし、両者の理論構成は、①～③全ての点につき大きく異なっており⁷⁶、その相違が法的に如何なる意味を有し、何をもたらしものであるのかについて、なお検討を要する。これらの点に関する考察をないがしろにしては、本判決の判示の内在的理解が不十分となり、ひいては本判決の射程を見誤りかねない。

2) 問題の在処と検討の順序

共同相続に絡む本判決の判断には、相互に関連する複数の問題がその内に存在しており、本判決の内容を把握するためには、それぞれの問題につき詳細な分析を加えなければならない。以下では、論述全体の見取り図の意味も含め、その所在と道筋とを提示したい。

まず、1. 相続対象をめぐる問題がある。これは、本件に即すると、預金債権とは別に預金契約上の地位を観念するかという問題に置き換えることができる。この点の分析のためには、預金契約上の地位なる概念の意味を探る必要があろう。次に、2. 「取引経過の開示を求める権利」の性質をめぐる問題がある。本判決のように、預金契約上の地位を独立して観念しうるとしても、「取引経過の開示を求める権利」が預金契約上の地位に包含されるか否かは別の事項であるため、かかる問題設定が必要となる。これは、先に示した両アプローチの相違の分岐点とその根拠を追究する作業に他ならない。以上を前提としつつ、3. 帰属形態をめぐる問題がある。これは、「取引経過の開示を求める権利」が預金契約上の地位に包含されると判断された場合、それらがどのような形で共同相続人に帰属す

76 既に図表において示したように、図式的には、本判決は、先の裁判例・学説分類における〔VI〕説であると言うことができ、原審は、必ずしも明確でない部分があるものの、〔I〕説であると言うことができようか。

るかを問うものである。この点に属する下位問題として、①預金契約上の地位の帰属を決するに際し預金債権が影響を及ぼしうるか（両者運動の可否）、即ち、預金契約上の地位と預金債権との関連性をめぐる問題が一方にあり、他方、②両者の分属可能性を認めるとしても、預金契約上の地位を準共有するとは如何なる意味を持つのかが問われる。以上に対し、「取引経過の開示を求める権利」が預金契約上の地位に包含されない場合にも、当該権利の帰属の在り方が問題となる。最後に、4. 共同相続人の1人が単独で「取引経過の開示を求める権利」を行使することの可否、即ち行使形態をめぐる問題⁷⁷が挙げられよう。なお、本稿では、以上の検討を踏まえて明らかとされた本判決の理解を、類似判例との関係で改めて検討し、その内容を一層明確にする作業も行いたい。

（2） 相続対象をめぐる問題—預金契約上の地位を觀念することの意味

「契約上の地位」という觀念は、従来は主に特定承継の場面が念頭に置かれていた⁷⁸。他方、包括承継たる相続の対象としての「契約上の地位」

77 なお、行使形態に関連して、民法645条に基づく経過報告義務が直接強制に馴染むものか否かという問題も、厳密には生ずる。というのも、経過報告義務の懈怠の効果として、それを理由に受任者に対し債務不履行責任を問うという点については異論がないものの、経過報告に関する履行請求の可否に関しては、間接強制によってしかなしえないという立場も存するからである（例えば、幾代＝広中編前掲〔注11〕239頁〔明石三郎〕）。この点を重視すれば、本判決は、民法645条に基づく経過報告につき履行請求を認めた事案としても意義を持つことになる。

78 論者により名称は異なるが、「契約上の地位の移転」「契約譲渡」「契約引受」の問題であり、そこでは、成立要件（とりわけ三面契約を要するか）、効果（移転の対象と第三者対抗要件具備の要否・方法）などを中心に研究がなされてきた。現段階での研究の集大成が、野澤正充『契約譲渡の研究』（弘文堂、2002年）であろう。

という発想は、従来の相続法学において等閑視されてきた憾みがある^{79、80}。もともと、判例においては、数は必ずしも多くないものの、相続の対象と

79 もちろん、何が相続の対象となるかという問題は、相続法学の主要な関心の的であった。相続法の教科書等の記述においても、「一切の権利義務を承継する」という民法896条の文言には、「法的地位」も含まれることを明示するものが数多かった（前掲〔注72〕の通りである）。また、相続の対象が「人格か地位か」という形で古くは議論されていたことも周知のとおりである。しかし、かかる議論は家督相続的な要素を含むかどうかといった観念的な対立にも関わり、そのニュアンスが相当異なっている（従って、当該議論の行く先が、本件との関係で結論に影響を及ぼすとは思われない）。その結果、そこにいう「地位」と「契約上の地位」との相違、「契約上の地位」と「一切の権利義務」との関連や位相、及び、「地位」の相続がもたらす具体的帰結に関しては、学説は総じて淡泊であったと言えるのではないだろうか。

80 本来であれば、「契約上の地位と相続」という総論的な記述が次に予定されなければならないが、これは筆者の能力を超える問題であり、本稿においては、基本的に、具体的な「預金契約上の地位」に焦点を絞って論じざるを得ない。

して契約上の地位を観念したのもも存在する^{81,82}。しかし、これらの判決に

81 最高裁レベルに限ると、相続の対象として「契約上の地位」を観念した判決としては、最大判昭和49年9月4日民集28巻6号1169頁（以下、「昭和49年判決」と称する）及び最判平成9年12月16日判時1629号53頁（以下、「平成9年判決」と称する）などがある。昭和49年判決は、いわゆる他人物売買の売主が死亡した場合に、当該売買の権利者が売主を相続したときの履行義務の存否が争われた事案であり、最高裁は、「権利者は相続により売主の売買契約上の義務ないし地位を承継する」と述べている。平成9年判決は、預託金会員制ゴルフクラブ会員権を相続した者が、会員たる被相続人の死亡を理由として、直ちに預託金返還請求権を行使した事案につき、最高裁は、会員権の法的性格を「ゴルフ場施設の優先的利用権、預託した保証金の返還請求権、年会費納入の義務等を内容とする債権的法律関係」とした上で、会則に「会員契約上の地位に相続性が認められている」ことを指摘しつつ、「会員が死亡した場合には、保証金返還請求権を含む右の債権的法律関係が一体としてその相続人に承継され、相続人は入会承認を得ることを条件として本件クラブの会員となることのできる地位を取得する」と述べる。また、契約上の地位という問題局面とは異なるため本稿では検討の対象となしえないが、いわゆる「無権代理と相続」をめぐる一連の最高裁判決においても、本人自らが法律行為をしたのと同様な法律上の地位を相続するという説示がたびたび用いられている。これらも広い意味で、相続対象として「地位」を観念していること、周知の通りである。

82 なお、最判平成22年10月8日判時2098号51頁（以下、「平成22年判決」という）は、定額郵便貯金に係る貯金債権が共同相続された場合について、据置期間中は分割払戻しをしない等の郵便貯金法の趣旨に鑑み、「同法は同債権の分割を許容するものではなく、同債権は、その預金者が死亡したからといって、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることはないものというべき」として、同債権がなお遺産に属することについての確認の利益があるとして確認の訴えを認めた。貯金債権が金銭債権たる性質を有することに疑いはない以上、同債権を独立に捉えた場合には、従前の判例法理に拠れば、当然分割帰属構成に至るのが素直な理解であるところ、平成22年判決は、郵便貯金法の趣旨からこれを否定した。同判決については、法律上の制限が債権の性質に影響を及ぼした結果、貯金債権を不可分債権として捉えたものと理解すべきか（平成22年判決の古田佑紀裁判官の補足意見がこれに近い）、或いは、債権の性質それ自体は可分債権であるところ、法律上の制限が反映された「契約上の地位」をも共同相続人が相

においては、契約上の地位の相続という構成が当該事案の結論にどのように影響を及ぼすかにつき、必ずしも明確ではなかった。本判決がこの点を明示し、結論を導く過程の一部として位置付けたことは、「取引経過の開示を求める権利」の法的根拠の明確化と並んで、もう一つの重要な意義であると評価できよう。

相続の問題から離れ、預金契約をめぐる議論に焦点を当ててみても、伝統的な学説において、「預金契約上の地位」という観念が明示的に述べられることは、やはりほとんどなかった。しかし、直接には普通預金担保、ひいては、「口座」担保との関係における議論や「預金者の認定」をめぐる議論⁸³において、近時は、預金契約上の地位と預金債権の帰属とを分け

続する結果、その行使に制約が及んだとみるか(平成22年判決の多数意見及び千葉勝美裁判官の補足意見はこの考え方のようにも見える)、理解の仕方には複数ありえよう。本稿の関心との関係では、本判決とは異なり「契約上の地位」という視点を明確に打ち出していない平成22年判決と本判決との関連(とりわけ相続の構成に相違が出てくるのか)、また、「契約上の地位」が独立した債権の帰属に影響を及ぼすことがありうるのか、ひいては、定期預金と、平成22年判決が扱う(据置期間中の)定額郵便貯金との間には性質上如何なる差異があるのか、有意な差がないとすれば平成22年判決の準則と本判決との関連をどのように理解すればよいかなど、様々な疑問が生ずる。しかしながら、いずれの点も、平成22年判決の深い検討なくしては容易には導きえない問題ばかりであり、詳細は他日を期す他ない。

83 「預金者の認定」に関しては、周知のように、客観説、主観説、折衷説の対立があり、伝統的に判例は客観説に立脚しているものとして理解されてきた。ところが、最判平成15年2月21日民集57巻2号95頁(以下、「平成15年2月判決」と称する)及び最判平成15年6月12日民集57巻6号563頁(以下、「平成15年6月判決」と称する)が、出捐者をもって預金債権の帰属者と認定する客観説の理解とは異なるかのように判示したことを嚆矢として、両判決の理解の仕方も含め、改めて議論が活性化している。もっとも、本稿ではこれら判決の詳細を論ずる余裕はない。従来判決との関係をどのように理解するかにつき示唆的な文献として、加毛明「平成15年2月判決判批」法協121巻11号(2004年)1961頁以下、内田貴=佐藤政達「預金者の認定に関する近時の最高裁判決について(上)(下)」NBL808号(2005

て理解する立場が有力となっている⁸⁴。かかる立場によると、普通預金などの流動性預金に関しては、預金口座を預金契約上の地位と理解し、預金債権と区別して把握することになる。具体的には、「預金者」という預金契約上の地位に伴う権限として、口座への入金及び預金口座からの払出しを行う権限、即ち口座の利用権限が捕捉され、それは預金債権を取り立てる権限に尽きるものではないという。これに対し、預金債権に伴う権限は、残高債権の取立権限に過ぎない。かくして、管理権限たる預金口座の利用権限としての預金契約上の地位と、管理対象財産である預金の取立権限とが別個に観念されることとなり、比喩的に言えば、それは財産を入れる箱（口座）の管理権限と、中身たる財産（預金）の取立権限の分離に当たる。多くの場合、両者はもとより同一人に帰するが、例外的な局面においては、両者の分属もまた認められることとなる。担保権者と担保権設定者との関係から、普通預金担保の場合には、まさにこのような例外に位置付けられるというのが論者の趣旨である⁸⁵。

本判決は、預金契約上の地位を一般的に観念する点で、上記の有力な見解と軌を一にしつつ、預金取引経過開示と相続という場面においても当該観念に基づいた解決を志向しているものであり、その理論構成は高く評価

年）14頁以下、同809号（2005年）18頁以下を挙げるにとどめる。

84 森田前掲（注49）「担保化」299頁、327頁〔脚注52〕、森田宏樹「平成15年2月判決判批」平成15年度重判〔ジュリ臨増1269号〕（2004年）83頁以下、中田前掲（注37）26頁。平成15年6月判決が既にこれら概念の峻別を前提としていると読み込むのは、内田＝佐藤前掲（注83）「(下)」21頁。

85 担保権者が担保権実行通知をするまでは、担保権設定者（預金債権の債権者）は通常の預金の出し入れが可能と解さなければならない。この場合、担保権者が担保として捕捉するものと、担保権設定者がなお保持しているものとの関係を、どのように理解するかが問題となる。この有力な見解は、本文に述べたような、預金口座の利用権限と預金の取立権限との分離という発想を通じて、上記局面を整合的に説明できるようにすることを、一つの目的としている。

できよう。即ち、特定承継をめぐる議論、口座担保や預金者の認定をめぐる議論など、従来局所的にしか検討されていなかった預金契約上の地位について、本判決はその相続対象性を明確に肯定した点で新たな境地を拓くものである⁸⁶。その結果として、本判決の理論構成は、その特定承継・包括承継・担保などを包含する「預金契約上の地位論」とでもいべき視点からの考察の必要性を意識させることとなった。また、本判決は、明示し

86 なお、その前提として、預金者たる被相続人の死亡により預金契約が終了するか否かという問題もある。本判決に従い預金契約が委任の要素を有しているならば、委任者の死亡は委任の終了事由であるため、預金契約も当然に終了すると解する余地もあるからである(民法653条1号)。かかる立場によると、委任者の死亡により預金契約上の地位も消滅し、かつ、契約終了に伴う結果報告請求権が生ずることとなる。もっとも、このとき、その相続人が当該請求権を相続するかは、一つの問題である。理論的には、死亡を起点として、相続と結果報告請求権の発生とが同時に生ずるため、当該請求権は相続の対象とはならない。しかし、取引経過開示を求める権利の受け皿たる預金契約上の地位も消滅する以上、それを相続することは観念できないため、やはり相続人は委任者死亡によって発生した結果報告請求権を相続するということになろうか。これは、不法行為に基づく慰謝料請求権の相続の可否と、基本的に同様の問題構造であろう(なお、金融機関の取引経過開示とは全く局面を異にするが、診療契約における医師の死因説明義務に関する問題として、類似の議論がなされている。診療契約を準委任契約とし、民法645条の顛末報告請求権が相続されるとの構成に基づき、診療機関が相続人に対し死者の死因に関する情報を提供しなければならないとする立場として、差し当たり松井和彦「東京高判平成16年9月30日判批」判評559号〔2005年〕174頁を参照。)。こうした問題につき本判決は何らの言及も行っていない。そうである以上、契約の終了事由に関する点まで委任契約の規律が及ぶことについては、それを否定する趣旨であると思われる。なお、従来の学説においては、③当座預金に関しては、委任者死亡により契約が終了すると解する立場が有力であった(我妻前掲〔注6〕739頁、鈴木=竹内編前掲〔注34〕184頁以下〔田辺光政〕)。また、仮に民法653条の規律が預金契約に及ぶとしても、当事者の意思により、委任者死亡後もなお契約が存続すると解する余地もある(最判平成4年9月22日金法1358号55頁。前掲〔注20〕「座談会」11頁〔三上徹発言〕も参照。)

てはないものの、預金契約上の地位を有する者を「預金者」と認定する発想に極めて近い⁸⁷。この点、預金債権から思考を出発させ、その帰属者を「預金者」と捉えて、当該「預金者」に取引経過開示請求を認めるという発想を採る原審とは対照をなしている。もっとも、一般的に預金契約上の地位を観念することに理由があるとしても、「取引経過の開示を求める権利」を、預金債権の帰属と離れて、預金契約上の地位の枠内に収めてそれを処理することの妥当性については、改めて検討しなければならない。

（3）「取引経過の開示を求める権利」の性質

1) 背景

預金契約上の地位を観念するとしても、そこに具体的に何が含まれるかは、必ずしも自明ではない。とりわけ、本件のような「取引経過の開示を求める権利」は、その法的性質が明確でないことも相俟って、預金契約上の地位との関連性がお問題となる。

87 かかる発想は、「預金者の認定」に関して、原資の帰属者というアプローチではなく、契約の一般理論に委ねる契約的アプローチを主張する近時の理解とも平仄が合うであろう。預金者認定につき契約的なアプローチの重要性を指摘した嚆矢として、石田喜久夫「預金者の認定」金判816号（1989年）2頁。また、預金契約の特性を踏まえ、普通預金などの流動性預金についてこのアプローチを採用する立場として、雨宮啓「損保代理店専用口座預金者の認定について」銀法549号（1998年）28頁、森田前掲（注37）「法的構造」137頁以下。また、平成15年2月判決が、契約的アプローチに基づく預金者認定法理を採用したと解する立場として、角紀代恵「平成15年2月判決判批」判タ1128号（2003年）83頁、中田裕康「平成15年2月判決判批」判例セレクト2003（2004年）18頁、森田前掲（注84）83頁など。更に、平成15年6月判決についても契約的アプローチを採用したと理解する立場として、升田純「預金帰属の主観説、客観説、折衷説」金法1686号（2003年）33頁、馬場潤「他人のために預け入れられた預金の預金者」銀法638号（2004年）34頁、内田＝佐藤前掲（注83）「(上)」21頁以下・「(下)」20頁以下。

従前における「契約上の地位の移転」の意義をめぐる議論の眼目は、類似制度である債権譲渡・債務引受といった構成では取まりきれない問題を処理するための理論構成として確立する点にあった⁸⁸。具体的には、契約上の地位の移転によって、債権債務のみならず、契約に付着した解除権・取消権といった形成権等をも移転させることを主に念頭に置いていた。以上を預金契約に引きつけて考えると、預金契約上の地位とは、形成権に加え、通常、預金契約の属性として含まれる法的状態、ないしは預金契約(及びその特約)に付随する法的性質の総称として意味を持つと考えられる⁸⁹。ここで、預金取引経過の開示は、預金契約に基づく口座利用権限の一内容ないしは口座権限利用の前提として予定される事項である。従って、「取引経過の開示を求める権利」は、預金契約から生ずる具体的権能の一つとして把握することも十分に可能である。かかる見地に立つと、「取引経過の開示を求める権利」は預金契約上の地位に内包されており、相続の局面にあっても、同権利を行使しうる者は預金契約上の地位を相続した者となろう。こうした発想に対して、問題となっている「取引経過の開示を求める権利」の法的性質は単なる(債権的)請求権に過ぎず、かつ、それは預金契約上の地位に内在するものではないと解することも可能である⁹⁰。この理解からは、「取引経過の開示を求める権利」それ自体が独立し

88 例えば、野澤前掲(注78)57頁以下を参照。なお、契約上の地位の移転に関する伝統的な判例・学説に関しては、同書44頁以下から詳細な紹介・分析がある。

89 具体的に預金契約上の地位に内包されるものとしては、譲渡禁止特約、相殺・払戻充当特約、免責特約、解約権留保などが想定されよう。

90 理論的には、「取引経過の開示を求める権利」を単なる(債権的)請求権と扱いつつ、それを独立させず、預金契約上の地位に内在させて、相続の問題を処理するという発想もありうる。しかし、このような理解では、相続に際して、この場合にのみ何故に「(債権的)請求権の相続」という構成を採らないのかという問題につき、満足した解答が得られないであろう。なお、この点に関しては、後掲(注101)も参照。

た請求権として扱われ、相続の局面においても、同請求権が（共同）相続されるに過ぎないという筋道を辿ることになると思われる。先に示した「請求権アプローチ」と「契約上の地位アプローチ」とは、まさに、「取引経過の開示を求める権利」をどのような権利と捉えるか、換言すると、契約上の地位に内包された権利として把握するか、請求権と把握するかについての理解の相違が顕在化したものである。

2) 請求権アプローチ排除の理由

「取引経過の開示を求める権利」の捉え方について、上記のような2つの理論的可能性があるにもかかわらず、本判決が「請求権アプローチ」を採用しなかった理由は何処にあるのだろうか。

まず、本判決においては、「取引経過の開示を求める権利」が委任契約の規定たる民法645条から導出される以上、委任者（預金者）が受任者（金融機関）に対して有する同権利が、契約上の権利として位置付けられることは明らかである。しかし、同権利がどの時点で発生するのかは、必ずしも明白ではない。この点、同条の規定の体裁からすると、委任終了後に「遅滞なく」報告を要する結果報告と異なり、経過報告は「委任者の請求があるとき」にいつでも報告しなければならないとされる。当該規定を素直に読むならば、結果報告に関しては、委任終了という事情の発生によって、委任者による他の特段の行為を要することなく自動的に結果報告請求権が発生すると解されるが、経過報告に関しては、委任者の請求があつて

初めて経過報告請求権が発生すると理解できよう^{91, 92}。換言すると、委任契約上の経過報告請求権は、その発生と行使が同時に現れる権利としての特殊性があり、かかる性質は、後の行使形態の局面においても一定の影響を与えるものと思われる。

以上より、経過報告を求める権利は、委任者が経過報告の請求をするまでは、独立した請求権（債権的請求権としての経過報告請求権）に至っておらず、それは契約上の地位の内部に潜在的に留まっていると解するのが妥当である。本判決は、こうした思考過程を経て、「取引経過の開示を求める権利」を請求権として扱わず、従って、共同相続の場面においても「多数当事者間の債権債務関係」に関する規定の適用を排除したと考えられる。上記〔Ⅱ〕～〔Ⅳ〕説は、民法645条につきこれと異なる解釈を採用しているため、その後の理論構成に相違が生じたのであろう。

91 幾代＝広中編前掲（注11）237頁以下〔明石三郎〕は、「委任者の請求があったときに報告すべき義務を生ずる」と述べ、加藤雅信『契約法』（有斐閣、2007年）424頁も、「委任関係継続中の報告義務は、委任者の請求をもって発生するのに対し、委任関係終了後の報告義務は、委任者の請求がなくても当然に発生する」とする〔いずれも傍点引用者〕。経過報告義務の発生と経過報告請求権の発生が表裏の関係にある以上、委任者の請求によって権利が発生する趣旨であると解される。

92 これに対して、委任契約の締結によって、経過報告請求権は既に（債権的）請求権として発生しており、その履行期が「委任者の請求があるとき」であると解することも可能である。また、委任事務処理に関して動きがあったときはその都度委任者に報告する義務があると解する立場（例えば、三宅正男『契約法（各論）下巻』（青林書院、1988年）960頁）や、委任者の利益のために必要があれば委任者の請求を待つことなく報告義務が生ずるという立場（例えば、幾代＝広中編前掲〔注11〕238頁〔明石三郎〕）もある。後者の立場からは、今まで契約内に潜在的に存在していた経過報告を求める権利が、委任事務処理が変化した時点ないしは委任者の利益にとって必要が生じた時点を始期として顕在化する（独立した債権的請求権となる）のであろう。いずれにせよ、これらの立場に拠ると、本件のような事案においては、むしろ「請求権アプローチ」の理解と親和的になるように思われる。

なお、仮に本判決のような解釈を前提とすると、（あまり生じない事例であろうが）預金者たる被相続人が金融機関に対して取引経過の開示を求めた後に死亡した場合には、相続時に既に請求権として独立した形で存在する以上、相続人は当該請求権を相続するという構成（請求権アプローチ）となる可能性が高い⁹³。

（4） 帰属形態をめぐる問題

1） 預金債権との連動の可能性

本判決は、その判旨を素直に解すれば、預金契約上の地位は預金債権と連動して相続されないこと、それ故、預金債権は独立した債権として各相続人に帰属するが預金契約上の地位の帰属は共同相続人に準共有されるという、二重構造が生ずることを明らかにしたと読める。即ち、預金債権の帰属と契約上の地位との分属を認める理解である⁹⁴。もっとも、本判決に

93 もっとも、被相続人が有していた取引経過開示請求権を相続人が相続するのは別に、相続人が契約上の地位を承継した結果、「取引経過開示を求める権利」をも承継し、それに基づいて金融機関に同権利を行使することが認められるかに関しては、なお検討の余地がある。一回的な弁済によって債権が消滅するような場合には、契約上の地位に内在していたものが独立した債権として発生した瞬間に、契約上の地位から離脱すると解することができる。しかし、ここでの「取引経過の開示を求める権利」は、一回的な弁済（＝経過報告）だけで消滅するものではなく、権利濫用と評価されない限りその都度の同権利の行使が可能であるとも言えるためである。

94 この立場によると、預金契約上の地位を承継する「共同相続人」とは、まさに文言通り、相続法理に従って被相続人の権利義務を承継するすべての「共同相続人」となる。かかる理解に立つのは、本判決の無署名コメント（金法1864号29頁）、遠藤前掲（注57）24頁、水野前掲（注13）83頁、森永前掲（注2）16頁以下、岩藤前掲（注73）83頁以下、石川博康「今期の主な裁判例・契約（民法判例レビュー〔第2期・第104回〕）」判タ1298号（2009年）10頁など。なお、前掲（注20）「座談会」19頁・21頁〔淺生重機発言〕は、預金契約上の地位のうち、取引経過の開示請求権に関しては分属を認め、そ

関しては、他の読み方も既に指摘されている。それは、両者の分属を認めず、預金債権の帰属者のみに預金契約上の地位が帰属するとの理解である⁹⁵。相続に絡む局面で、預金契約上の地位を観念するとしても（かつ、「取引経過の開示を求める権利」がそこに内包されるとしても）、なお、それが預金債権と連動するという理解（以下、便宜上「連動説」と称する）は排除されないため、両者の関係性をめぐる問題が生ずる。

預金契約上の地位と預金債権の関係について、どのように解するべきか。まず、①成立局面では、預金契約が成立して初めて、預金債権が発生することには異論がない。ここでは、預金債権の発生は預金契約の成立を必要条件とする。預金契約の成立と預金契約上の地位の形成が一体と評価される以上、預金契約上の地位は預金債権を生み出す源泉という意味で「主」たる存在であり、そこから生ずる預金債権は「従」たる存在であることを意味しよう。次に、②消滅局面では、預金契約が解約されると、預金債権も消滅し、不当利得返還請求権たる性質を有する残高債権に転化すると解せられる。他方で、払戻しなどにより残高がゼロとなり、その意味で預金債権が消滅しても、預金契約（上の地位）それ自体は消滅しない。即ち、この場合にも預金口座は存続しており、かかる局面においても、両者の主従関係は維持される。これに対して、③存立中の局面では、いった

れ以外の部分（「本体部分」、即ち「預金債権の出入りをする口座の利用権」と称する）は預金債権と帰属を合一にするとの理解のようである。

95 この立場によると、ここでの「共同相続人」とは、預金債権を承継した「共同相続人」であり、すべての共同相続人からさらに限定される可能性がある。かかる理解に立つのは、関沢前掲（注27）16頁、前掲（注20）「座談会」20頁〔潮見佳男発言〕、石綿前掲（注73）262頁以下。判旨の「これとは別に」という文言を「預金債権を取得するのに加えて」と解釈することの帰結であり、また、「そもそも取引経過開示請求権は本来は預金債権を有する『預金者』たる地位に基づいて認められていたのであり、預金債権が帰属しない者に対して認められる根拠は十分ではない」ことを理由とする（以上は、石綿前掲〔注73〕263頁による）。

人生じた預金債権は、債権である以上、預金契約上の地位から独立した財産権として捉えることも可能となる。このことは、預金債権が金融機関の承諾を得て譲渡された場合、或いは、預金債権が差し押さえられた後に転付命令を受けた場合に強く妥当するであろう。このような理解によると、預金債権は、預金契約上の地位を有する者（預金者）とは異なる主体に帰属する可能性が認められ、そうである以上、預金債権の帰属と預金契約上の地位とは異なりうることが予定されている。

このような両者の関係性に照らし、預金債権の帰属変更に従って預金契約上の地位も移転するとの理解が可能であるかが問われるが、結論的には、連動説は以下のような点で問題を抱えているように思われる。

まず、そもそも「従」たる預金債権が移転するとなぜ自動的に「主」たる預金契約上の地位も移動するのか、連動説はそのメカニズムを必ずしも明確に説明していない^{96, 97}。また、それは、実務上も預金債権が預金契約上の地位とは別個に観念され、前者が独立して債権として譲渡の対象となる

96 前掲（注20）「座談会」16頁〔濱田広道発言〕は、特定承継の文脈であるが、両者の連動を認める。また、前掲（注20）「座談会」21頁〔潮見佳男発言〕は、「預金債権を取得する者が預金債権の原因となる預金契約上の地位も取得」という。しかし、契約上の地位＝「主」とし預金債権＝「従」とする理解、或いは、両者を別個の財産権と捉える理解、このいずれに依拠しても、両者が連動することにはならないのではなかろうか。本件事案において前記〔I〕説や〔V〕説に立つ場合、この問題に正面から対応する必要があるように思われる。

97 これとは逆に、預金契約上の地位が譲渡され、預金契約の当事者が変更した場合には、それに伴い預金債権も譲受人に移転するのが通常である。このことは、本稿の表現で説明するならば、「主」の移転に「従」が従う（片面的に連動する）ものとして許容されよう。その意味では、両者に全く関係性がないというものではない。もっとも、本稿の指摘は、「主」「従」などの比喩的表現にとどまり、その内容が不明確な点は認めざるを得ない。この点についても、更なる詳細な構造分析が望まれる。

ことを前提としていることとも相容れないのではなからうか⁹⁸。更に、普通預金の担保化をめぐる議論においても、残高債権一括を担保化（債権譲渡担保）したとしても、取立権限にとどまらない口座の利用権限たる預金契約上の地位までもが当然に移転すると解するのは、無理があるとの理解もある^{99、100}。

次に、本判決をどのように理解するかという文脈では、次の点を提示することができる。第一に、預金債権の帰属者のみが預金契約上の地位の帰属者となるとすれば、相続対象としての預金契約上の地位という観念の意味が相対的に低減することは否めない。換言すると、連動説によれば、この観念は預金契約上の地位は預金債権との連動を可能にさせるための前提としての意味しか有さない。それにもかかわらず、預金契約上の地位を観念した上で、その帰属判断に際して、預金債権との連動を認めたものと最高裁を読むならば、それは非常に迂遠な構成であり、かつ、その実益も疑わしい。むしろ、原審のように、預金契約上の地位といった中間概念を介在させず、「取引経過の開示を求める権利」それ自体の帰属を考え、預金債権と連動すると判断すれば足りるように思われる。第二に、実質的にも、ここでの情報開示が、共同相続人自身の具体的相続分ないしは遺留分

98 普通預金規定においても、譲渡・質入れ・第三者による権利設定の対象として、「預金」とは別に「預金契約上の地位」を明記している。これは、預金債権を意味する「預金」は、「預金契約上の地位」とは別の対象として観念していることに他ならない。普通預金規定における用語法につき、中田前掲（注37）35頁〔脚注12〕、織田前掲（注4）114頁〔脚注26〕を参照。

99 なお、債権譲渡契約（又は債権譲渡担保設定契約）の意思解釈によって、預金債権の譲渡に預金契約上の地位の移転も含まれるとみる可能性は否定できないが、これは問題のフェーズが異なる。このような意思解釈が奏功して初めて契約上の地位までも移転するとするならば、むしろ、当然には移転しないのが原則とならう。そのような意思解釈作業を経るまでもなく、契約上の地位が当然に移転するか否かがここでの問題である。

100 森田前掲（注49）「担保化」326頁以下。

の有無・範囲確定のために行われるものであり、それが相続人間の紛争解決のために必要な情報である以上、預金債権を相続しなかった共同相続人に預金契約上の地位を相続させない結果、その者からの取引経過の開示を認めないとするのが妥当か、なお検討を要しよう。この点については、本判決の射程をめぐる問題の箇所でも再論する。

以上より、一般的に、預金債権と預金契約上の地位とは別個の存在として観念すべきであり、両者は必ずしも連動するものではないと捉えた方が説明の困難を回避できると思われる。また、本件のような場面においても、これと異なる理を認める必要はなく、本判決の立場としても、帰属形態として分属を認める立場だと解するのが妥当であろう。

2) 地位の準共有の意味

本判決は、預金契約上の地位が共同相続人に帰属することを明らかにすると共に、その帰属形態を準共有と構成している。そこで、以下では、共同相続による契約上の地位の帰属の在り方につき、準共有概念に適合的な構成か否かを検討する。

この問題は、数人で所有権以外の財産権を有する場合を定めた民法264条の解釈問題として、つまり、契約上の地位が同条にいう「財産権」に該当するかという問題として捉えることができる。この点、伝統的な理解においては、契約上の地位という概念は、同一契約上の債権債務が「合して一個の法律上の地位を構成」¹⁰¹したものとされてきた。従って、契約上の

101 我妻栄『新訂債権総論（民法講義Ⅳ）』（岩波書店、1964年）510頁以下。特定承継の場面では、契約上の地位を観念する意義は、契約当事者としての地位を含め、契約に内在する形成権、契約から派生済みの個別の債権債務（及び将来生じうる債権債務）を一括して移転する点にある。これに対して、包括承継のうち少なくとも相続の場面では、本判決が示すように、契約から派生済みの個別の債権（債務）は、それ自体独立して存在している以上、契約上の地位とは別個の相続原理に服することとなると思われる。

地位の一構成要素として債権債務が含まれることは否定しえず、本稿も、これを当然の前提として論じるものである。もっとも、この点をもって契約上の地位が「財産権」に該当すると言えるかは、債権債務の統合体としての法律上の地位という意味の理解如何にかかわるものであり、必然的に一義的な帰結を導くことはできないであろう。

以上を踏まえ、「契約上の地位」の法的性質に視点を移すと、そこでは大きく2つの理解の仕方があるように思われる。これらは、いずれも、所有権とのアナロジーを基礎としている点で共通するが、その内容は全く異なるものである。

第一に、契約上の地位と契約との関係を、あたかも所有権に対する「物」の関係と平行に捉える理解である。これによると、契約を実質的に支配・管理する抽象的権利として契約上の地位を観念し、その具体的権能として各種の債権・抗弁権等が派生していると位置付けることとなる。この場合、当該抽象的権利を想定することで、契約上の地位は財産「権」たる性質を有することになる¹⁰²。従って、その帰属を考えると、準共有構

この意味で、特定承継の場面と相続の場面とでは、同概念の意義や機能が異なってくる可能性が存する。もっとも、特定承継の場合にも、とりわけ継続的契約における既発生の債権債務に関しては、契約上の地位の移転の対象ではないと考える余地（野澤前掲〔注78〕355頁以下）もあり、この問題についてはなお流動的であろう。

102 この点、学説の中には、契約上の地位は営業権や企業と並ぶ一つの財産であり、それを「財産権」と明記するものもある。例えば、野澤前掲（注78）56頁は、契約上の地位の移転に関する従前の議論を整理した上で、従来の学説をこのように評価する（同書96頁以下も参照）。但し、これは自由譲渡性の文脈における記述であり、かつ、同書自体は合意に基づく契約上の地位の移転につき自由譲渡性を制限する立場を採る（同書371頁以下）。また、内田貴『民法Ⅲ債権総論・担保物権〔第3版〕』（東京大学出版会、2005年）491頁は「預金契約上の預金者の地位（預金口座）」を「財産権」と捉え、質権の対象としての可能性を示唆する。しかしながら、これらの見解は、譲渡や質権設定の対象として「契約上の地位」を措定しているものであり、

成に馴染みやすい。これに対して、所有権の本質に関して見られる一部の議論と同様の構成をここでも用い、契約上の地位はそれ自体として固有の内容を持つものではなく、債権債務等の集合体に過ぎないと捉える理解も考えられうる。かかる理解に立つと、その帰属を考えるに際しては、個別の債権債務等の帰属に還元して処理すれば足り、本件との関連でいえば、少なくとも「多数当事者間の債権債務関係」に関する規律が（類推）適用されると解すれば十分である¹⁰³。以上のように、契約上の地位を所有権とのアナロジーを基礎に置きつつ、独立した権利対象と理解することも、「債権債務等の束」として理解することも、理論的にはいずれも可能であろう。

しかし、既に述べたように、契約上の地位は債権債務のみならず、一定の事由が生じたときに発生する、解除権や取消権などの形成権・抗弁権・責任（特約上の責任制限も含む）など、債権債務に解消できない様々なものを含むところに、その意味がある¹⁰⁴。契約上の地位を独立に観念するのは、債権債務に包摂されないものを当然に含めた上位概念を措定する点に

その意味では、財産「権」と称する必然性は存在しない。なぜならば、譲渡対象・質権設定対象としては、契約上の地位を「財産」と性質決定しようが「財産権」としようが、帰結に差は出てこないと思われるからである（なお、椿寿夫「契約引受（上）」法セ257号〔1976年〕69頁は、経済的価値を有した「財産」として契約上の地位を捉えている）。もっとも、契約上の地位の中には債権のみならず債務をも含んでいるにもかかわらず、債務の側面を無視して、これを財産「権」と捉えるのは、若干の違和感を覚える。しかし、この点を重視し、仮に契約上の地位それ自体が権利性を有さない（従って、積極・消極を含めた「財産」である）と解するとしても、その帰属形態を考える際には、民法264条の類推適用として処理されるように思われるため、この議論の実益はなく、厳密に考える必要はないのかもしれない（但し、このように理解しても、ここで「多数当事者間の債権債務関係」に関する規律を排除する理由は、別途考えなければならない）。

103 このような発想の延長に、前記〔Ⅶ〕説が位置付けられるものと理解できる。

104 前掲（注89）及びそれに対応する本文を参照されたい。

その主眼がある以上、帰属の局面では分析的に捉えて不可分債権の規定をここで妥当させるという処理は適当でない。換言すれば、不可分債権の規定は、債権の帰属という形に特化した規定であるということになると一応は言え、契約上の地位の帰属に適合的ではないと思われる。従って、契約上の地位の帰属形態に関しては、それ自体の財産「権」性を認め、準共有と解するのが妥当であろう¹⁰⁵。

もっとも、このように解すると、契約においては、一方で潜在的または顕在的な個別の権利義務（これは債権債務に限られない）に分析でき、他方ではそれらの統合体をもって財産「権」を観念することとなる。このような、権利の「入れ子構造」に関する法的分析ははまだ十分に議論されていない。それぞれの権利性の意味内容や、両者の関連等、問題は数多いが、本稿では問題の所在の一端を明らかにするしか用意はなく、今後の課題とせざるを得ない。

(5) 行使形態をめぐる問題

本判決は、準共有状態にある契約上の地位に内包される権利を行使するための在り方として、保存行為構成を採用し、共同相続人の1人による請求を認めた。ここでは、「取引経過の開示を求める権利」の単独請求行為を保存行為と評価する構成が、保存行為概念との関係で適合的か否か、更に問われよう。

従来、保存行為とは「共有物の現状を維持する行為」とされてきた¹⁰⁶。

105 高前掲（注68）も、個々の具体的な取引経過開示請求権の基盤として「地位」を捉え、その「財産権」性を承認する。

106 川島武宜＝川井健編『新版注釈民法（7）』（有斐閣、2007年）457頁〔川井健〕、我妻栄（有泉亨補訂）『新訂物権法（民法講義Ⅱ）』（岩波書店、1983年）323頁、稲本洋之助『民法Ⅱ（物権）』（青林書院、1983年）305頁、加藤雅信『物権法〔第2版〕』（有斐閣、2005年）288頁など、通説とされる。

これを本件に当てはめると、「共有物」に該当するのは「契約上の地位」であることに異論はないであろう。従って、「取引経過の開示を求める権利」の行使が、契約上の地位の「現状を維持」する行為に該当するかという問題となる。この点、確かに「保存」の語義は「現状を維持」することを意味し、それにとどまるものであるとすれば、「取引経過の開示を求める権利」の行使がこの語義の範疇に含まれるのかにつき疑問が呈されよう¹⁰⁷。しかし、ある行為が法的概念としての「保存行為」に該当するか否かを判断するとき、その語義は手掛かりの一つに過ぎない。むしろ、「共有者全員が共通の利害関係を有する共有物につき、その使用価値……を保存することが、共有者全体としての共有関係から見て好ましいこととされ、その結果、特に、各自単独であることを許された」¹⁰⁸という保存行為の趣旨に鑑みれば、「共有者全員の利益となるか」をその実質的基準とすべきであろう¹⁰⁹。

かかる視角から本判決の事案を改めて見ると、Xが取引経過の開示をYに対し求めた目的は、第一義的には他の共同相続人であるCらが預金を引き出していないかを調査するためであったと推測されるが、それのみにとどまるものではない。即ち、Cらに加え、A・Bが、例えば第三者に対し

但し、石田穰『物権法』（信山社、2008年）382頁は、保存行為につき、現状（価値）維持行為と共に、「共有物が本来有すべき価値を実現する行為」を挙げ、その法的性質として「共有者が自己の持分を行使する行為と共有者が自己の名で他の共有者の持分を行使する行為が結合した行為」と理解している。

107 これに対し、草野類「本件判批」山梨学院大学法学論集66号（2011年）128頁〔脚注22〕は、預金取引経過の開示は、あくまでも財産の現状を確認するために行われる行為に過ぎないと解する。預金という具体的財産の「現状を維持」する前提として、その確認をすることは当然に語義に含まれるとの理解であると思われる。

108 舟橋諄一『物権法』（有斐閣、1960年）381頁以下。

109 舟橋前掲（注108）383頁、稲本前掲（注106）307頁、石田前掲（注106）382頁。また、石綿前掲（注73）264頁も参照。

て贈与を行うため預金を引き出した結果、相続人らの遺留分侵害等の事実があったか否かなどを調査することも、その目的に当然に含まれると解される。そうであれば、後者に関しては、「共有者全員の利益となるか」という基準に照らし、保存行為と構成することは十分に首肯しうる。より一般的には、生前贈与の有無や不正・不当な預金引き出しの有無を調べることで、Yの預金管理の具体的内容を確認することは、具体的相続分の把握にとっても必須であり、それは潜在的には共有者全員の利害に絡み、その確認は共有者全員の利益に資すると言えるであろう^{110, 111}。

また、以上のような理由に加え、理論的にも次のことが指摘できる。即ち、共有状態のもと、共有持分権者の特段の行為を介在することなく発生する債権・請求権¹¹²に関しては、同債権・請求権の発生後行使前の状態を

110 淺生前掲(注11)84頁、高前掲(注68)569頁以下。また、これとは異なる面から、本件行為の保存行為可能性を探る立場もある。高前掲(注68)569頁〔脚注53〕は、前掲(注106)の石田説を示した上で、保存行為として『自己の持分を行使する行為』としての側面を認める限りにおいては、本件行為の保存行為性を否定することは困難であるという。

111 これに対して、保存行為は共有財産の維持・保存を目的とする行為であるにもかかわらず、隠匿情報を得るために開示を求めるような本件行為を保存行為として理解することに疑問を呈するのは、吉田前掲(注13)「本件判批」37頁。

112 例えば、共有物の賃貸に伴う賃料債権は、賃貸借契約によって定められた時点の到来により、(支分的に)逐次発生する。また、共有物の侵害を回復するための各種の物権的請求権(返還請求権や妨害排除請求権)は、当該侵害事実の発生により生ずる。なお、共有者の1人による物権的請求権の行使が保存行為に当たるか、不可分債権の規定を(類推)適用するか、持分権に基づく当然の行使と捉えるかに関しては、周知のように争いがある。この問題に関する判例の態度は不明確であり(具体的には、物権的返還請求権に関し、大判大正10年3月18日民録27輯547頁は不可分債権の規定を類推したように読み、大判大正10年6月13日民録27輯1155頁は保存行為を理由としているように読める)、問題の適切な解決へと至るためには、共有関係(共有権と捉える立場もある)と持分権との関係や、物権的請求権の特性などに関する深い洞察を要し、本稿では立ち入る余裕はない。ただ、

説明するためにその帰属を観念する必要がある。このとき、民法はその帰属の在り方として多数当事者間の債権債務関係に関する規律を予定している。その後の同債権・請求権の行使の局面においては、第一義的には当該帰属形態を基礎として判断すべきであり、ここでは保存行為や管理行為などの構成を差し挟む余地なく説明することも十分に可能である。これに対して、「取引経過の開示を求める権利」は、既に述べたように、そもそも共同相続人による請求という行為によって発生し、それが即行使となるという特殊性を有するものであり、その間のタイムラグが観念しえないタイプの権利である。従って、共同相続人の1人による権利発生行為（それは同時に権利行使となる）が他の共同相続人との関係で認められるかという問題が直截に現れることとなり、同権利自体の帰属形態は観念しえない。そうであれば、それは行為の側面のみに着眼せざるを得ず、まさに他の共同相続人を差し置いて単独で当該行為が可能かという問いとなって現れる。そのため、解決手法として保存行為概念が用いられたのではないかと思われる。このように理解すれば、本判決は、「取引経過の開示を求める権利」につき、相続対象の選定から同権利の行使に至るまで一貫してその性質・特殊性に応じた理論構成を採用していると解することができよう。また、その前提理解、即ち同権利の特殊性が正当であるならば、それは理論的に筋の通った帰結であると評しうる。

（6） 本判決と平成17年判決との整合性

1) 平成17年判決の概要

本判決が示した判示内容の検討の最後として、これまでの考察を踏まえ

本稿との関係では、（共有関係に基づく主張であろうが、持分権に基づく主張であろうが）物権的請求権の発生後その行使に至るまでの段階における帰属形態をどのように説明するかが一つのポイントとなるように思われる。

つつ、最判平成17年9月8日民集59巻7号1931頁（以下、「平成17年判決」という）と本判決との関係について論じたい。平成17年判決は抽象化すれば¹¹³、被相続人所有の不動産が第三者に賃貸されている状態で被相続人が死亡し、当該不動産を相続人が共同相続した場合、相続開始後遺産分割までの間に当該不動産から生ずる賃料債権は誰に帰属するかが問題となったものである。最高裁は、「遺産は、相続人が数人あるときは、相続開始から遺産分割までの間、共同相続人の共有に属するものであるから、この間に遺産である賃貸不動産を使用管理した結果生ずる金銭債権たる賃料債権は、遺産とは別個の財産というべきであって、各共同相続人がその相続分に応じて分割単独債権として確定的に取得するものと解するのが相当である。」と判示し、民法909条を根拠に遺産分割協議の結果として当該不動産を取得した者が相続開始後の賃料債権をも取得するとした原審判決を破棄し、差し戻した。

平成17年判決と本判決とは、不動産賃貸借契約における賃料の帰趨と預金契約における取引経過開示の可否という、全く異なる取引類型・紛争類型であるものの、共同相続後に生じた（と思しき）債権の帰属の在り方が問題となっている点で、一定の共通項も見られる。このような共通項を基点として平成17年判決を回顧的に眺めると、以下のような点について検討の必要性が生ずる。

2) 相続対象・構成と帰属形態に関する両判決の位置付け

第一に、相続の対象・構成と、その帰結としての帰属形態に関する両判

113 本稿は、平成17年判決の理論構成に着目して本判決との位相を検討することに主眼を置くため、共同相続人間での賃料収受の合意や専用口座の開設及びその解約など、同事案の特殊性については、差し当たり捨象して考える。もっとも、かかる事案特殊性が平成17年判決における結論に一定の影響を与えたと評価することも、もとより可能であり、その意味で下記分析は平成17年判決について既に特定の評価に立脚して述べていることに留意されたい。

決の判断をどのように解するかが問題となる。

平成17年判決は賃料債権の帰属を判断するに際し、それを「遺産とは別個の財産」と称するのみで、文言上は「契約上の地位アプローチ」にも「請求権アプローチ」にも立脚していないように見受けられる。そうであるならば、本判決の判示内容から翻って考え、平成17年判決がなぜ上記アプローチのいずれも採用しなかったのかが問われよう。まず、平成17年判決が「請求権アプローチ」を排除した理由について、既に述べたように、同アプローチは、その性質上、問題の請求権が相続開始時に既発生でない限り用いえないという前提がある。この点、個々の賃料債権は、基本契約を基礎にしつつも、その発生は履行期ごとであると解されているため¹¹⁴、相続時点では、（相続時点より後に履行期が到来する）賃料債権は、行使はおろか発生すらしていないと解していたのであろう。それ故、平成17年判決の事案においては、その前提を欠くために、「請求権アプローチ」は採りえなかったと考えられる。これに対して、平成17年判決が「契約上の地位アプローチ」を採用しなかった理由を詮索することは難しい。というのも、本判決の内容をトレースすると、平成17年判決の事案においても、賃貸借契約上の地位が共同相続人に承継されることを出発点とし、その帰属を踏まえてそこから生ずる賃料債権の帰趨を考えるのが素直であり、同アプローチを採ることに格別の障害はなかったと思われるためである。ここで両判決の判示を整合的に解しようとするならば、その鍵は、賃貸借契約と預金契約という契約類型の相違に着目することにある。具体的には、賃貸借契約は性質上、物的支配をその内容に含んでいるため、共同相続後に発生する賃料債権は、賃貸目的物との関連で考察しなければならないことを明らかにしたと、平成17年判決を読むのである。即ち、遺産共

114 高田前掲（注52）71頁以下及び同〔脚注24〕掲載の文献を参照のこと。また、長秀之「相続開始後の賃料収入の処理」判時1520号（1995年）15頁も同旨か。

有状態の元物（賃貸目的物）から果実（賃料債権）が生じた場合、その帰属割合は元物の帰属割合に基づいてこれを決するという発想である¹¹⁵。このように、平成17年判決が賃貸借契約固有の論理を採用したと解するならば¹¹⁶、それは例外的な承継構成であり、むしろ本判決の理論構成の方が原則的形態であると評価できる。もっとも、そもそも賃貸借契約の場合にこのような固有の承継構成を採用すべき必然性は存在せず、かつ、賃料債権の発生原因は賃貸目的物ではなく賃貸借契約であることも考慮すると、平成17年判決においても「契約上の地位アプローチ」に基づいて判断すべきであり、平成17年判決が採用した構成は不要であると思われる¹¹⁷。つまり、平成17年判決の事案においても、相続の対象は賃貸目的物と賃貸

115 共有物の利用に関する民法249条は収益の場合にも（類推）適用され、かつ、当該収益が可分債権である場合には民法427条によって当然に分割されることを根拠とする。以上の点については、拙稿「平成17年判決判批」法学70巻3号（2006年）154頁を参照。また、前田陽一「平成17年判決判批」金法1235号（2006年）9頁、松並重雄「平成17年判決判解」最高裁判所判例解説民事編平成17年度（下）（2008年）570頁、高田前掲（注52）68頁以下も、同様の理解に立つ。これに対し、田中淳子「共同相続に係る不動産から生じた果実の帰属についての一考察」愛媛法学32巻3＝4号（2006年）212頁以下は、平成17年判決につき、「民法249条以下の規定について登場の余地がない構成」と述べ、物権法理ではなくもっぱら相続法理によって処理した判決として位置付けている。

116 本文に示したように、平成17年判決それ自体の理解について、前記拙稿の理解を変更する必要ははまだ感じない。また、目的物との関連を重視して債権の承継及び帰属を考察するという発想は、いわゆる状態債務論とも通有するものがあり、その点との平仄からも、最高裁はここでも賃貸借契約固有の論理を展開していると解することができよう。

117 高田前掲（注52）72頁・80頁がこの点を明確に主張する。また、契約上の義務の承継という側面を重視すべきという文脈であるが、同様の視点に立つものとして、田中淳子「平成17年判決判批」法時78巻6号（2006年）108頁も参照。なお、平成17年判決のような理解に立つと、賃貸目的物を基点として承継される対象と賃貸借契約上の地位を基点として承継される対象との境界画定が不透明になるという問題点も生じうる。

借契約上の地位であり、共同相続によって前者は遺産共有状態となり後者は準共有となる。その上で、相続後に生ずる賃料債権の帰趨に関しては、前者ではなく後者を基点として理論構成すべきだったのではなからうか。

3) 行使形態に関する両判決の位置付け

第二に、行使形態をめぐる問題がある。先の検討からも明らかなように、両判決は、相続時点で顕在化していない債権・請求権がその後に顕在化した場合、それがどのように共同相続人に帰属し、誰がどのような形でそれを行使しうるかという視点では、問題枠組みを共有する。平成17年判決においては、相続開始後、賃貸借契約上予定されている期限（履行期）が到来することにより、支分的な賃料債権がその都度発生することが前提となる。また、債権がいったん発生した以上、その法的構成として賃貸目的物の帰属形態に影響を受けつつも、同債権が誰に帰属するのかという問題設定は維持されている。かかる問題意識のもと、賃料債権は（賃貸目的物の持分割合たる）相続分に応じて帰属し、その行使形態については、分割債権として単独行使が可能と結論付けられた。他方、本判決では、相続開始後、相続人の請求によって「取引経過開示請求権」が発生したと解される。従って、平成17年判決の事案と同様に、本件事案においても、債権的請求権がいったん発生した以上、同請求権が誰に帰属するのかという問題を設定しても不都合はなかったと言える。即ち、取引経過開示請求権が（契約上の地位の持分割合たる）相続分に応じて帰属し、その構成を分割債権とするか不可分債権とするかの判断を経た上で、共同相続人の1人による同請求権行使の可否を決するとの理解も論理的には可能であると思われる¹¹⁸。しかしながら、本判決はこのような構成を採らず、契約上の地

118 なお、このような理解は、「請求権アプローチ」に立脚しているわけではないことに注意を要する。「請求権アプローチ」とは、相続時点における相続対象を（債権的）請求権と解する以上の意味を有さないからである。従っ

位の準共有を基礎に、行使形態の問題につき保存行為による処理の道を選んだ。この点も、平成17年判決の判断と本判決の判断との間には、実質的に齟齬があると言え、その理由の所在を検討しなければならない。この点、問題局面の同質性を捉え、両判決の判断につき整合的に理解することを断念し、いずれかの解決に統一して把握すべきとの考え方もあろう。即ち、一方で、共同相続後に契約上の地位（ないしは賃貸目的物から）発生した債権・請求権は、それを独立して捕捉することが可能である以上、その帰属・行使については多数当事者間の債権債務関係の規定に即して処理されるべきという立場が考えられる¹¹⁹。他方で、債権・請求権の発生原因たる契約上の地位（ないしは賃貸目的物）の帰属形態を考えれば足り、そこから発生した債権・請求権に関しては独自の帰属形態を検討する余地はなく、あくまでも行使形態の問題であるという立場もあり得よう¹²⁰。

しかしながら、本稿としては、上記いずれの理解も採用せず、両判決を整合的に捉える立場を採りたい。即ち、両判決の事案類型・取引類型に着

て、相続対象の問題局面において「契約上の地位アプローチ」に立ちつつ、その後に発生した請求権の帰属及び行使に関しては、分割債権として或いは不可分債権として処理することは十分に可能である。それ故、平成17年判決の事案においてもむしろ「契約上の地位アプローチ」を正面から認めるべきであったという本稿の立場からしても、この問題はなお検討しなければならないこととなる。

119 平成17年判決の準則に統一させるべきとの発想であり、これによると、本判決は、契約上の地位の準共有状態から生じた取引経過開示請求権の帰属及び行使につき、多数当事者間の債権債務関係の規律に従って判断すべきこととなる。しかるに、この場面で本判決は保存行為構成に基づき処理したため、それはミスリーディングであると評価されることになる。

120 本判決の準則に統一させるべきとの発想であり、これによると、平成17年判決は賃貸目的物の共有状態（ないしは契約上の地位の準共有状態）から生じた賃料債権を共同相続人の1人が単独で請求できるかにつき、当該請求行為が保存行為に該当するか管理行為に属するかを検討すれば足りる。しかるに、平成17年判決は、そこで多数当事者間の債権債務関係に関する規律を援用して処理しているため、問題の本質を見誤ったと評価されることになる。

目した結果、その構成が異なるに至ったと解する立場であり、具体的には対象となっている債権・請求権の性質の相違が結論に影響を及ぼしているのではないかと思われる。つまり、平成17年判決における帰属・行使の対象は賃料債権であり、それは履行期到来によって当然に発生し、その「状態」が続いた後、「行使」という段階を経る。従って、発生後行使前の債権「状態」の段階におけるその帰属形態を観念する必要があり、それこそが、多数当事者間の債権債務関係に関する規律の援用と結びついたものと思われる。これに対して、本判決における帰属・行使の対象は「取引経過開示を求める権利」であり、それは相続人の請求によって発生すると同時に、それがそのまま権利「行使」となる点に特色がある。従って、発生後行使前の債権「状態」の段階を観念することが不可能であり、それは、帰属と行使との分化がなされないという意味で特殊性を持つと理解できるのではなかろうか¹²¹。このように考えると、継続的契約において一定期日ごとに支分債権が発生するような通常の場合には、債権「状態」の段階を経る以上、その帰属を踏まえてその行使形態を導くという、平成17年判決に見られる思考過程がなお妥当すると思われる¹²²。換言すれば、債権それ自体の帰属を念頭に置かず、債権発生原因の帰属（契約上の地位の帰属）からす

121 既に述べたように、発生＝行使である以上、債権発生原因たる契約上の地位の帰属とは別に、その後独立して発生した（債権的）請求権の帰属を観念する余地がなく、契約上の地位に基づき単独で行使できることは何かを問えば足りたという点が、本判決が対象としている法的問題の最も大きな特殊性であると思われる。

122 以上から明らかなように、平成17年判決の理論構成を改めて検討すると、同判決は、賃料債権の発生原因たる契約上の地位の帰属を観念せず、あくまでも賃貸目的物の帰属から問題解決を志向した点で、本稿とは異なるが、その後生じた賃料債権の帰属形態を捉え、多数当事者間の債権債務関係の規律による処理に委ねた点は、本稿と同様の理解となる。もっとも、その際に、同債権を分割債権と性質付けるか不可分債権とするかは別の問題であり、それは本稿の直接の問題関心ではないため、この点は留保する。

ぐに行使形態の問題に繋げるといふ、本判決のような思考過程は、当該債権の発生が即行使となるような例外的な場合にのみ妥当すると言えよう。

6. 本判決が残した他の課題

(1) 本判決の射程にまつわる問題

1) 他の契約への波及効果

まず、預金契約においても、預金の種類に応じて、取引経過開示の有無に影響を及ぼすかという問題がある。この点、「取引経過の開示を求める権利」の根拠となる委任事務を、預金の種類によって限定的に解していない本判決の文言から、金融機関の預金取引一般に及ぶと解する立場がほとんどである¹²³。また、本判決が提示した論理の中核は、①「委任要素からの開示義務導出」と②「契約上の地位の相続とその準共有としての帰属」と③「保存行為に基づく単独での権利行使」という3点である。本判決は預金取引経過の開示という局面のみを扱ったものであるが、少なくとも①に関しては、預金契約にとどまらず、売買契約その他の取引についても、

123 本判決の無署名コメント（金法1864号28頁）。その他、本判決の判示からこのように理解するものとして、関沢前掲（注27）13頁以下、吉岡伸一前掲（注3）36頁、堂園昇平「本件判批」金法1876号（2009年）9頁以下（以下、「本件判批2」と略称する）、高橋恒夫「一部の共同相続人による相続預金の開示請求」銀法702号（2009年）41頁、前掲（注20）「座談会」25頁以下〔淺生重機、潮見佳男、濱田広道の各発言〕、遠藤前掲（注57）24頁、水野前掲（注13）82頁、石川＝石塚前掲（注3）24頁。なお、谷本誠司「本件判批」銀法714号（2010年）25頁は、「少なくとも、預金額の増減にかかわる事務が含まれる限り」との限定を付し、石綿前掲（注73）265頁以下は、自動継続処理がなく、かつ、普通預金口座への払戻しがない定期預金には、委任的性質がないため、本判決の射程は及ばないと解する。なお、本稿が最後の立場に近いということは、既に述べた通りである。

その論理が非常に広範に及ぶ可能性があることに注意すべきであろう¹²⁴。この観点からは、本判決によって、契約から委任要素を見出すメルクマールは何かという問題が、更なる検討課題として突きつけられている。また、②に関しても、従来必ずしも議論が十分になされていない点であるが、その射程は広く及ぶものと思われる。即ち、契約継続中に一方当事者が死亡した場合、当該契約から独立して派生した債権債務の相続とは別に、契約上の地位の相続がその後の法律関係に影響を及ぼすという視点を、今後は念頭に置かねばならないように思われる¹²⁵。これに対して、③に関しては、その射程は慎重に検討する必要がある。というのも、これまでの検討からも明らかなように、保存行為を根拠とする単独での権利行使という構成は、本件が問題とした「取引経過の開示を求める権利」の特殊性に拠るところが大きいと思われるからである。従って、発生と行使との間にタイムラグがあるような権利に関しては、当該構成を採るまでもなく、同権利の帰属形態に応じた解決を模索すれば足りるため、③に関する本判決の射程はそれほど広くないと考えられる。

2) 本件類似局面での扱い

次に、本判決の射程に関わる問題として、以下の点が既に指摘されている。

まず、預金債権の帰属に争いがある場合、その間に共同相続人の1人による単独での「取引経過の開示を求める権利」の行使が許されるかという問題がある。この点、原審の判断を敷衍すると、預金債権に付随した形で

124 前掲（注20）「座談会」26頁以下〔三上徹発言〕も、売買契約・労働契約など、言い出せば、ありとあらゆる契約に（準）委任的要素が多かれ少なかれ含まれているという。この点、前掲（注20）「座談会」27頁〔潮見佳男発言〕は、「財産管理の委託」という性質を典型的に備えているか否かが決定的であると解する。

125 平成17年判決の事案は当該視点に基づいて解決すべきであること、しかし、同判決においてはその視点が欠落していたこと、前述の通りである。

のみ取引経過開示が認められると解する以上、預金債権の帰属が定まらない限り、誰も取引経過開示請求権を行使できない可能性が生ずる。他方、本判決の判断によると、先の検討から明らかなように、「取引経過の開示を求める権利」は預金債権に随伴せず、独立して承継されると解されるため、預金債権の帰属の有無にかかわらず、他の共同相続人は、なお同権利を行使できると解しうる。

次に、相続開始前に預金が共同相続人の1人に全額払い戻されていた場合に、なお他の共同相続人からの「取引経過の開示を求める権利」の行使が認められるかという問題もある。この場合にも、原審の判断からは、預金債権の不帰属が確定した以上、他の共同相続人は、取引経過開示請求権を行使できない可能性が高い。他方で、本判決の判断からすると、上と同様の理由付けより、口座解約による全額払戻しでない限り、他の共同相続人は「取引経過の開示を求める権利」を行使でき、預金債権の有無には直接の関係はないと解しうる¹²⁶。

本判決の評釈類においては、遺言により（共同）相続人以外の者へ預金が遺贈された場合に、なお相続人（の1人）は「取引経過の開示を求める権利」を行使しうるかといった、具体的場面を想定しつつ議論が展開されている。その理解は論者により様々であり、それを肯定する立場¹²⁷、限定

126 以上、本判決と原審とで、具体的事案において帰結が異なることを指摘するものとして、主に本判決の無署名コメント（金法1864号29頁）、吉永前掲（注3）124頁、渡辺前掲（注3）20頁、野村豊弘「本件判批」平成21年度重判〔ジュリ臨増1398号〕（2010年）96頁などを参照。いずれも、原審よりも本判決の方が、広く「取引経過の開示を求める権利」の行使が認められると理解している。

127 浅生前掲（注11）84頁以下は、預金が最終的に誰に帰属するかは、結論を左右しないとし、その実質的背景に、遺言の真否・遺留分の存否などを明らかにすることは、金融機関にとって不可能である点を挙げる。前掲（注20）「座談会」19頁〔浅生重機発言〕も参照。また、水野前掲（注13）82頁以下も同旨。

的に肯定する立場¹²⁸、否定する立場¹²⁹などに分かれている。また、類似し

128 限定的に肯定する立場は、どのような視角から限定するかによって、更に分類することが可能である。第一に、取引の種類に応じて肯定・否定を異にする理解がある。堂園昇平「本件判批」金法1864号(2009年)4頁(以下、「本件判批1」と略称する)は、定期預金に関しては預金債権が受遺者に帰属するに伴い、契約上の地位も同様に受遺者に帰属すると解し、他の共同相続人からの取引経過開示請求権行使を認めないが、普通預金に関しては、①委任処理的要素が強く事務処理に関し相続人全員の利害が絡むこと、②残高については相続されるが口座自体は解約されることから、預金債権の帰属とは別に契約上の地位が相続人に全員に帰属すると解しており、取引経過開示請求権の行使を認める趣旨のようである。第二に、預金契約上の地位を確定的に取得した時点を基準とする立場がある。即ち、岩藤前掲(注73)84頁以下は、受遺者・遺産分割により権利を取得した相続人は、対抗要件を備えなければ第三者に当該権利を対抗することができないという判例法理から、遺贈・遺産分割の結果、預金契約上の地位を承継しなかった相続人であっても、特定の相続人・第三者が遺贈・遺産分割によって預金契約上の地位を確定的に取得するまでは(即ち、対抗要件を備えるまでは)、なお取引経過の開示請求をすることが認められるという。第三に、遺留分減殺請求権との関連に着目する理解がある(なお、【3】判決は、共同相続人の1人が遺留分減殺請求権を行使すると共に、取引経過の開示を求めた事案である)。例えば、関沢前掲(注27)16頁は、(共同)相続人が遺留分減殺請求権を行使しない限り、否定に解し、堂園前掲(注123)「本件判批2」10頁、吉田前掲(注13)「本件判批」37頁、吉岡伸一前掲(注3)37頁、石綿前掲(注73)266頁以下もこれに近い。また、本判決の射程という文脈ではないが、同様に解する立場として、伊藤前掲(注11)22頁。以上の理解は、遺留分減殺請求権行使の効果が物権的効力を有することとも相俟って、同請求権を行使したことを要件として、取引経過の開示を認める立場であろう。この点に関連し、前掲(注20)「座談会」20頁〔潮見佳男発言〕は、預金債権の帰属主体と預金契約当事者の地位は分離しないことを前提に、預金債権を持たない者は、たとえ相続人であっても、取引経過開示請求権を有しないと解する。その上で、そのような者に開示をなした金融機関に対しては、別途、(注意義務を尽くしたことや、準占有者弁済などの)免責の法理で解決すれば足りると解する。しかし、遺留分減殺請求権を行使した場合には、なお取引経過開示請求権を有するとする。

129 高橋前掲(注123)41頁、吉岡毅前掲(注3)25頁がこれに近い。

た場面として、共同相続人の1人が相続放棄をした後に、その者がなお取引経過の開示を請求することができるかという点も指摘されており、否定する立場¹³⁰、限定的に肯定する立場¹³¹に分かれている。これらの問題は、全て上記②の問題をどのように解するかによって帰結が異なってくるものであろう。前者に関しては、第一義的には遺言の意思解釈によって決すべき問題でもある。しかし、共同相続人は、受遺者に対して遺留分減殺請求権を行使する可能性があるか否かを判断する目的も含め、「取引経過の開示を求める権利」を行使する必要性が高いことから、遺言意思について解釈操作を安易に行うべきではなく、預金の遺贈とは預金債権を遺言により譲与することを意味し、これとは別に想定されている預金契約上の地位の移転までを含む趣旨ではない¹³²ことを前提とすべきであろう。従って、預金契約上の地位を遺贈する旨が明示されていない限り、共同相続人にはなお「取引経過の開示を求める権利」が帰属しており、その単独行使を認め

130 遠藤前掲（注57）24頁。

131 前掲（注20）「座談会」19頁〔淺生重機発言〕は、相続放棄前は取引経過開示請求権があり、その後はなくなるとしつつも、金融機関が相続放棄の有無・効力を確認するのは不可能であり、法定相続人であれば一律に取引経過開示請求権を認めたと、最高裁の判旨を読む。しかしながら、金融機関の認識可能性の有無は、そもそも同権利を相続放棄した者がなお有しているかという問題とは、枠組みが異なるであろう。認識可能性の有無は、同権利を有しない者に対して金融機関が開示をした場合の、金融機関の免責のレベルで考慮すれば足りると思われる（なお、前掲〔注20〕「座談会」19頁〔淺生重機発言〕も、免責の余地を否定するものではない）。

132 須磨前掲（注19）22頁。また、遺産分割協議の局面に関してであるが、堂園前掲（注123）「本件判批2」10頁を参照。これに対して、岩藤前掲（注73）87頁〔脚注23〕は、預金契約上の地位も特定の相続人ないし第三者に帰属させる趣旨であるというのが、一般的には、当事者の意思解釈として合理的であると解する（福井前掲〔注11〕28頁も同旨か）。また、遠藤前掲（注57）24頁は、預金の帰属につき遺言があった場合にも他の共同相続人は取引経過開示請求権を行使できることを前提としつつ、「開示請求権の行方」についての遺言や協議があった場合には、本判決の射程が及ばないとする。

てよいと思われる¹³³。これに対して、相続放棄の場合、その意思表示を行った者は、相続によって帰属する一切の権利義務を放棄する意思を有し、その「一切の権利義務」の中には預金契約上の地位も当然に含まれている。更に、相続放棄の効果として相続放棄者は相続人としての地位を初めから取得しなかったことになる（民法939条）。以上より、相続放棄の場合は、相続放棄者が「取引経過の開示を求める権利」を行使することはもはや認められないと解するのが妥当であろう。

（2）取引経過開示請求の制限

本判決により、預金者及びその相続人は、金融機関に対して、取引経過の開示を求めうることが認められた。しかし、預金者の請求が認められない例外的事由があるのか否かについては、本判決は何も述べていない。この点、本判決の評釈類は、このような例外を大きく3つの視点から論じてきた。具体的には、①取引経過開示請求の対象範囲、②取引経過開示請求の時的制約、③取引経過開示請求の遮断である。

第一に、①取引経過開示請求の対象範囲の問題とは、金融機関の開示義務の対象となるのは原則として通帳記載事項に限られるのか¹³⁴、払戻請求書・振込依頼書などの伝票類（の筆跡）や小切手など、それ以上のものに

133 その上で、森永前掲（注2）17頁や高前掲（注68）が示唆するように、まったく預金債権を有さない者からの、長期間経過後の取引開示或いは合理的理由なき取引開示については、金融機関への許害・混乱目的と同視しうるとして、権利濫用によって対処すれば足りると思われる。

134 浅生前掲（注11）82頁以下、関沢前掲（注27）15頁、前掲（注20）「座談会」28頁以下〔浅生重機、潮見佳男の各発言〕、吉岡伸一前掲（注3）36頁、福井前掲（注11）28頁、石綿前掲（注73）267頁。吉野内前掲（注15）51頁は、原則として通帳記載事項に限られるとしつつ、開示の必要性和容易性を考慮し、信義則による調整の余地を認める。

まで対象が広がるのか¹³⁵という点である。第二に、②取引経過開示請求の時的制約とは、「取引経過の開示を求める権利」はいつの時点の取引についてまで認められるかという問題である。これは、裏を返せば、金融機関が取引経過記録を保存すべき期間の確定問題に繋がっている。この点については、消滅時効期間が基準となると解する立場が多い¹³⁶が、その消滅時効の起算点をどこに設定するかについては、考え方が対立している¹³⁷。以上の2点は、委任契約における経過・結果報告義務一般に繋がる問題であり、民法645条の解釈として詰めなければならない論点であろう。第三に、

135 尾崎ほか前掲(注7)32頁(但し、取引経過開示請求の根拠を付随義務に求める)、渡辺隆生「本件判批」銀法702号(2009年)1頁、遠藤前掲(注57)25頁。

136 尾崎ほか前掲(注7)32頁、関沢前掲(注27)14頁、吉岡伸一前掲(注3)37頁、遠藤前掲(注57)26頁、福井前掲(注11)29頁など。消滅時効に合わせて保存期間を設定する現行実務を追認する淺生前掲(注11)82頁も、内容的には同旨。

137 尾崎ほか前掲(注7)32頁は、取引経過開示請求権が当該取引後直ちに行使できると述べており、そうである以上、当該取引時から(個別に)消滅時効が進行すると解するようである(石綿前掲〔注73〕268頁も同旨)。堂園前掲(注128)「本件判批1」5頁も、金融機関は預金者の地位に基づく請求権の消滅を考慮しての記録の保管は行われていないとして、預金者の権利の消滅時効が経過するまで関係書類をすべて保存しなければならないことはないという。前掲(注20)「座談会」14頁〔潮見佳男発言〕は、委任契約が終了すると顛末報告義務(民法645条後段)が残るため、結局は、同義務の発生により、預金契約の終了時点から消滅時効にかかると解する。この点、理論的には、「取引経過の開示を求める権利」の行使可能性時期は個別の取引時以降であるため、個々の取引毎に消滅時効が進行するのであろう。もっとも、このように解したとしても、個別取引に関する「取引経過の開示を求める権利」が時効消滅した後に預金契約が解約された場合に、顛末報告義務の一環として、(既に消滅したように見える)当該個別取引の報告義務が「復活」するか否かは、別問題である。経過報告義務と顛末報告義務が、同一性質・内容を有するのであれば、顛末報告義務は、個別の経過報告義務が契約終了を契機として一挙に発生したものであり、それは個別の経過報告義務の集合体に過ぎない以上、所問は否定されることになるものと思われる。これに対して、両者を別個の性質と捉えるのであれば、「復活」が認められる可能性もある。いずれにせよ、この点についての詳細な検討は、いまだ不十分である。

③取引経過開示請求の遮断とは、①②の問題に該当せず、従って本来であれば金融機関が取引経過開示に応じなければならない場合に、なお預金者（ないしその相続人）による取引経過開示請求が認められない局面があるのかという問題である。このとき、取引経過開示に応じない理由として、金融機関から、(a) 既に他の共同相続人に対し開示済みであり、履行が完了したため、これ以上の開示義務を負わない、(b) 取引経過開示請求が権利濫用に該当する、(c) 取引経過開示請求に応ずると、金融機関が守秘義務違反となるため、応じることはできないと主張されることがある。(a) は、「取引経過の開示を求める権利」はどうすれば履行により消滅するのかという問題であり、義務履行の態様や頻度に関わる¹³⁸。これも委任の経過・結果報告義務一般に繋がる問題であり、それとの関係が重要となるが、本件のような事案においては、本判決が示した保存行為構成に基づく、共同相続人全員の利益と目されるような開示である以上、回数の制限はないということになろうか¹³⁹。もっとも、回数が制限され同権利の行使が認められないと判断されるための要素は、実質的には、次に述べる権利濫用判断と重なってくるであろう（但し、権利消滅の有無についての効果は異なると思われる）。(b) 取引経過開示請求権の行使が権利濫用として退けられるのはどのような場合かという点については、ほとんどの場合、「取引経過の開示を求める権利」の客観的範囲の問題として処理すれば足りるのである¹⁴⁰。それ以外に権利濫用が認められるのは、銀行業務へ

138 片山前掲（注60）58頁、吉野内前掲（注15）52頁などがこの点を指摘する。前掲（注20）「座談会」33頁〔浅生重機発言〕は、開示対象を通帳記載事項に限定する限り、金融機関に負担は生じないとして、開示の回数について限定を付さない。この立場に疑問を呈する見解として、須磨前掲（注19）20頁。

139 再度の開示が権利濫用に該当するかという文脈であるが、石綿前掲（注73）268頁も、再度の開示を認めないと、一度記載を受けた取引について、共同相続人はその実態を知ることができなくなり、紛争の解決が難しくなると述べる。

140 権利濫用以前の問題とする、前掲（注20）「座談会」33頁以下〔潮見佳男発言〕。また、浅生前掲（注11）83頁も参照。

の詐害・混乱の意図をもって取引経過の開示が請求されたような例外的事案に限られると思われる¹⁴¹。次に、金融機関が守秘義務を根拠に、取引経過の開示請求を拒む余地がありうるかという(c)の問題であるが、ここでの守秘義務がどのような場面で生ずるのかが、なお問題となるであろう。この点、本判決は、原審の理論構成とは異なり、少なくとも、共同相続人の1人から取引経過の開示請求があった場合に、金融機関が守秘義務を根拠にそれを拒絶することはできないという帰結を導きやすい。そもそも、本判決以前から、このような場合には金融機関が開示に応じたとしても、守秘義務違反は生じないとの理解が多く¹⁴²、本判決はこの点を明確化・追認した意味はあるものの、それ以上の具体点はなお不透明であり¹⁴³、やはり残された問題と言えよう。

141 【4】判決では、権利濫用に該当しうる例として、①開示が不必要に何回にもわたって繰り返されている場合、②開示により金融機関の業務に著しい支障が生ずる場合、③ことさらに金融機関の業務を混乱させ、停滞させることのみを目的とする場合を挙げている。もっとも、①が権利濫用に該当するのは、実質的に③と同様の状態(=「不必要に」の解釈)であろうし、②は開示範囲の問題として捉えれば足りるため、権利濫用の可能性は事実上③の場合のみに絞られよう。

142 吉野内前掲(注15)52頁以下、尾崎ほか前掲(注7)30頁。伊藤前掲(注11)23頁は、共同相続関係を処理するための開示も、公共の利益のための開示や公益上必要な情報の公開に準じて、守秘義務違反とはならないとし、また、仮にそれが許されないとすると、相続財産の隠匿に金融機関が事実上加担することになると述べる(桑田前掲[注15]24頁も同旨)。但し、堂園前掲(注123)「本件判批2」7頁は、従来の銀行実務における運用として、相続人の中に反対があれば、相続人に対する守秘義務の観点から、情報提供には躊躇せざるを得ないという。

143 例えば、被相続人が相続人となりうる者に対し、自己の預金口座の取引経過について完全に知られたくないという希望を有していた場合にどのような方策がとりうるかといった問題が指摘されている(岩藤前掲[注73]86頁など)。これは、裏を返せば、銀行が守秘義務違反を問われるような例外的な局面がありうるか、具体的にはどのような場合かという問題でもある。

7. おわりに

取引経過開示と共同相続をめぐる問題それ自体は、極めてプラクティカルなものであり、合理的な範囲での共同相続人の1人による取引経過の開示請求は、原則としてこれを認めるべきとの帰結に異論を挟むことは難しい。しかし、その構成につき考察を加えると、そこには法理論上様々な難題が含まれており、そのどれもがいまだ十分に検討されていないように思われる。本稿では、本判決を素材に、「取引経過の開示を求める権利」の基礎付けとその意味内容といった、本件固有の問題を探ると同時に、それを超えて、契約上の地位の法的性質・契約上の地位とそこから独立して派生する債権との関連・債権が契約上の地位から独立する契機（債権の発生時期）・共同相続における契約上の地位の帰属形態等、より一般的な問題にまで視野を広げて論じてきた。これらの問題の一つ一つが大きな広がりをもっていると考えられ、本稿の検討は、そのごく一部分の、しかも不十分なものであり、未だ試論の域を出ない。しかし、相続という局面から契約構造を逆照射してその内容を分析するという手法は、従来とは異なる視点を提供すると思われ、そこに若干の意味があるのであれば、本稿の目的は一応達成できたと言えよう。いずれにせよ、とりわけ契約上の地位につき本稿で指摘した諸点の内容を更に精緻化することが肝要であり、今後取り組むべき課題としたい¹⁴⁴。

【本稿は、財団法人全国銀行学術研究振興財団による2010年度学術研究助成事業（研究助成）の成果の一部である】

144 本稿は、2010年6月22日に開催された新潟大学民事法研究会における報告原稿に、大幅な加筆修正を加えたものである。研究会の席上、出席された先生方のご質問・ご指摘から多大な示唆を受けた。ここに記して感謝する。